

令和7年第3回千葉市議会定例会会議録（第6号）

令和7年9月25日（木）午前10時開議

○議事日程

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

○出席議員

1番	石川	美香	君	2番	吉川	英雄	二亮子	君
3番	茂呂	一弘	君	4番	田嶋	純友	介弘	君
5番	須藤	博文	君	6番	岡野	大平	真秀	夫
7番	黒澤	和泉	君	8番	大桜	井伊	広	君
9番	山崎	眞彦	君	10番	平井	川藤	弘	君
11番	渡邊	惟大	君	12番	大桜	伊石	秀隆	君
13番	青山	雅紀	君	14番	伊藤	川井	美和	君
15番	前田	健一郎	君	16番	石川	三井	香初	君
17番	小坂	さとみ	君	18番	安守	喰屋	聰美	君
19番	渡辺	忍	君	20番	三安	三井	和美	君
21番	樋澤	洋平	君	22番	守伊	藤坂	平	君
23番	蛭田	浩文	君	24番	藤井	康吉	則吉	君
25番	阿部	智毅	君	26番	坂井	雅	夫	君
27番	植草	毅	君	28番	岩田	直	子	君
29番	亀井	琢磨	君	30番	畠麻	雄	樹	君
31番	川合	隆史	君	32番	佐々木	紀	友	君
33番	段木	和彦	君	34番	佐木	樹	崇	君
35番	盛田	眞弓	君	36番	櫻井	直	二	君
37番	森山	和博	君	38番	酒井	伸	保	君
39番	小松崎	文嘉	君	40番	向島	茂	賢治	君
41番	宇留間	又衛門	君	42番	中石	井	治	君
43番	三須	和夫	君	44番	井橋	輝	隆	君
45番	米持	克彦	君	46番	橋石	枝	毅	君
47番	白鳥	誠	君	48番	三瓶	輝	正	君
49番	中村	公江	君	50番	野本	信	君	

○説明員

市長	神谷俊一君	副市長	大木正人君
副市長	橋本直明君	総合政策局長	藤代真史君

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

危機管理監	相楽俊洋君	総務局長	久我千晶君
財政局長	勝瀬光一郎君	市民局長	那須一恵君
保健福祉局長	今泉雅子君	こども未来局長	大町克己君
環境局長	秋幡浩明君	経済農政局長	安部浩成君
都市局長	鹿子木靖君	建設局長	山口浩正君
花見川区長	足立憲彦君	市長公室長	山崎哲君
総務部長	中尾嘉之君	教育長	鶴岡克彦君
教育次長	中島千恵君	選挙管理委員会事務局長	清水公嘉君
代表監査委員	宍倉輝雄君		

○議会事務局

事務局長	香取徹哉君	次長	寺崎勝宣君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	佐藤大介君
議事班主査	石黒薰子君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- 1 災害対応について
- 2 女性リーダー育成事業について
- 3 こどもの権利救済相談室について
- 4 外国人材の活用について

段木和彦君

- 1 不登校児童、生徒及び家庭への支援について
- 2 ハラスメント対策について
- 3 選挙事務の適正運営について
- 4 地域の諸問題について
(1) 萩台町における通学路の安全確保について

桜井秀夫君

- 1 乳幼児が室内で遊べる場所について
- 2 保育士の確保について
- 3 市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理について
- 4 新検見川公園のごみ問題について

石川美香君

- 1 エンディングサポート事業について
- 2 ごみステーションについて
- 3 小1の壁について

吉川英二君

- 1 誉田地区周辺の道路整備について

- | | | |
|--------------------------------|-------|-------|
| 2 公園の草刈りについて | 三須和夫君 | |
| 3 誉田東小学校の狭隘なグラウンドへの対応について | | |
| <hr/> | | |
| 1 産後ケア・里帰り出産について | 須藤博文君 | |
| 2 公用車の管理状況や交通事故対策について | | |
| 3 DV・虐待等による支援措置対象者の情報管理について | | |
| 4 美浜区の諸問題について | | |
| (1) 高洲第一ショッピングセンターについて | | |
| (2) 旧ヴェルシオーネ若潮跡地（高洲地区）について | | |
| (3) 草野水路脇（高洲・真砂地区）の管理について | | |
| (4) 旧検見川地区サービスセンター跡地（真砂地区）について | | |
| <hr/> | | |
| 1 熱中症対策について | | 茂呂一弘君 |
| (1) クールスポットについて | | |
| (2) ミストシャワーの活用について | | |
| 2 公園の防犯対策について | | |
| <hr/> | | |

午前10時0分開議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は49名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。24番・伊藤康平議員、25番・阿部智議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○議長（松坂吉則君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従い、お願いいいたします。33番・段木和彦議員。

[33番・段木和彦君 登壇、拍手]

○33番（段木和彦君） おはようございます。立憲民主・無所属千葉市議会議員団の段木和彦でございます。

通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

初めに、災害対応についてから伺います。

本年も各地において大きな地震が頻発しており、6月下旬から鹿児島県トカラ列島で地震が

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

発生し、島民が避難を余儀なくさせられ、現在も予断を許さない状況と聞いております。7月下旬には、カムチャッカ半島沖でのマグニチュード8.8の大規模な地震が発生し、日本列島に津波警報が発表されました。

関東甲信においては、今月11日に発生した雷雨、豪雨、強風により、河川の氾濫による住宅・店舗の浸水、各地域での停電、この影響とみられるコンテナ埠頭の事故では1名が亡くなり、5月の静岡県で発生した突風でも、竜巻による住宅や車への大きな被害があり1名の方が亡くなっています。

1年以上が経過いたしました能登半島地震ですが、その後の豪雨災害も含め、被災地では現在も復旧・復興に向けた作業に取り組まれております。その様子につきましては、本年5月19日、20日に石川県珠洲市、輪島市、また、7月31日には輪島市を中心に視察に伺い、翌8月1日には金沢市内において、石川県議会議員の皆さん、連合石川の方々より、地震・豪雨による当時の被害状況や、復旧に向けて取り組まれている状況等について御説明いただき、意見交換を行わせていただきました。

本市においても、千葉市直下地震が発生した際の被害想定が示されていますが、地震だけでなく異常気象やその影響を受けた台風、豪雨の被害など、いつ災害に見舞われてもおかしくない状況の中、防災・減災のための備えは必要不可欠です。令和元年に発生した房総半島台風では本市も大きな被害がありました。

先ほどお伝えいたしました能登半島地震の視察のほか、先月8月19日、20日には神戸市に伺い、震災遺構なども視察しながら、阪神・淡路大震災から現在に至るまでの経過なども聞いてまいりました。また、東日本大震災による岩手県、宮城県、福島県の被害状況、熊本地震での被害、関東・東北豪雨による鬼怒川水害、西日本豪雨による岡山県、広島県での被害、房総半島台風による本市の被害状況と君津市、富津市視察など、様々な被害状況と災害対応を見てまいりましたが、それぞれの状況を思い起こしながら、本市における計画や……

○議長（松坂吉則君） 傍聴人に申し上げます。

ちょっとすいません。のぞき込まないでいただけますか。

○33番（段木和彦君） 計画や整備状況等の災害対応について伺います。

初めに、災害用井戸について伺います。

長期間の断水に直面した能登半島地震では、復旧が遅れた水道に代わり井戸や湧き水が活用され、その有用性が注目されました。それを受け6月に閣議決定された国土強靭化実施中期計画では、全自治体で代替水源確保に取り組むとする目標を掲げ、各地の地下水資源を積極的に活用する方針を示し、国が持つ全国約8万件の井戸の位置情報を開示する方向と聞いております。

同時に、災害に備えた井戸の新設を後押しするため、災害時地下水利用ガイドラインを今年度中に改定し、井戸を新設する自治体に向けて分かりやすく発信することです。

そこで、本市において災害用井戸はどのくらい登録され管理されているのか、お聞きいたします。

次に、女性リーダー育成事業について伺います。

平成27年12月に、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定され、平成28年度には、女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究により、研修モデルプログラムが策定され、平成29年度からはモデルプログラムの試行実施、参加者アンケート結果を基とした効果と課題

の検証、全国展開に向けての検討が行われたところです。

それまで、男性社員による長時間労働が一般的でしたが、今後は、働き方改革などによる長時間労働の是正や、労働人口の不足、育児・介護による時短勤務者の増加により、企業・組織が意識を変えて対策を講じるべき状況となりました。同時に女性が意思決定に関わることは、多様な価値観が経営に反映されると考えられ、そのような価値観を受容する企業・組織ではイノベーションが促進されることとなり、競争力や社会的評価向上が期待されると考えられています。

これまででも本議会において、働く女性のサポートについてとして、コロナ禍での女性の労働環境、雇用環境の悪化を踏まえて、新規事業であった、女性のための起業応援セミナー、ちはなスタートアッププログラム、女性起業家フェスタ in CHIBA、女性活躍推進アドバイザー等について伺い、女性の起業に対する支援や、女性活躍推進に向けた、えるぼし認定について御答弁いただきました。

さらに遡ると、女性職員活躍推進についてとして、冒頭でもお示しいたしました、国での第4次男女共同参画基本計画が策定されたことを受け、本市においての、ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランを中心伺い、ダイバーシティ推進事業部による、女性職員活躍推進のための提言が行われたことや、女性のキャリア形成支援、仕事と家庭生活の両立支援、管理・監督職の意識改革に取り組んでいく旨の御答弁をいただきました。

そうした中、若年層を対象とした、女性リーダー育成事業が行われていると聞いておりますので、その事業内容について伺ってまいります。

女性リーダー育成事業は、どのような課題認識のもと事業を開始し、どのような取組を行っているのかお示しください。

続きまして、子どもの権利救済相談室について伺います。

本市では、今年の第1回定例会において、議案第41号・子ども・若者基本条例の制定についてが可決され、4月から施行されました。

この条例制定までには、検討委員会、シンポジウム、市長が就任された、子どもまんなか応援サポーター宣言、アンケートやパブリックコメントなどを経て、全ての子どもや若者が自分らしく生き生きと健やかに成長し自立できる社会を作っていくために条例が制定されました。

また、全ての子どもや若者の権利が保障されると同時に、大人になってからも個人として尊重され、自己実現を図ることができる社会を目指すことを目的とし、子供にとって特に大切な、安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、自分を守るための権利、自分で決める権利、社会に参画する権利の5つの権利が示されており、保障されることが定められています。

このほかにも、子どもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画や、子どもや若者に関する施策の推進が示されており、子どもや若者の意見を聞く機会を設けるとともに、社会参画への支援について規定しております。

また、子どもの権利を守るための仕組みとして、子供が普段の生活の中で、辛いことや苦しいことがあったときに、相談に乗り、解決をしてくれる、子どもの権利救済委員の設置が規定されており、令和7年7月28日、市役所内に、千葉市子どもの権利救済相談室が開催されましたので、設置の概要等について伺ってまいります。

初めに、子どもの権利救済相談室を設置した背景と経緯をお示しください。

1回目の最後に、外国人材の活用について伺います。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

現在、我が国においては、生産年齢人口の減少に伴い、多くの企業が人材不足という深刻な問題に直面しております。内閣府の資料によると15歳から64歳までの生産年齢人口は、1995年の8,716万人をピークに減少し、2024年10月1日時点では7,373万人となり、総人口の59.6%の割合になっております。

このような状況下、外国人雇用が推進されており、2018年には出入国管理法が改正され、2019年4月からは新たな在留資格、特定技能での外国人材の受入れが可能となるなど、外国人材活用の幅は広がりつつあります。

その反面、今年7月の参院選においては、外国人政策が一つの争点となり、誤った情報の拡散や排斥的な主張も多く見られました。社会の分断や排外主義を助長する危険性を回避するためにも、体系的な受入れ政策をとるべきと感じました。

不法滞在や罪を犯す外国人がいることも事実であり、きちんと対処する必要がありますが、一方で経済の成長を持続させるためにも、不足する労働力を外国人材の活用によりカバーするという大局的な視点が必要であると考えます。

特に外国人留学生は、卒業後も日本にとどまる比率も高く、人口減少が深刻な地方や、中小企業にとっては極めて貴重な働き手となっており、地域経済を支えるとともに、税金や社会保険料を納める支え手の役割も担っていると聞いております。

2023年10月末時点で外国人労働者は200万人を突破し、年々増加を続けていますが、今後は早急に共生政策を講じると同時に、国内経済・地域経済を発展させていくためにも、外国人材を受け入れる体制づくりが必要不可欠と考えます。

そうしたことを踏まえて、本市の状況や今後について伺ってまいります。

初めに、本市においては外国人材の受入れ・活用についてどのように捉えているのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終了させていただきます。

2回目以降は質問席にて行わせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害対応についてお答えします。

災害用井戸は、どのくらい登録され管理されているかについてですが、本市では、おおむね中学校区に1か所、計58か所に、非常用井戸を、区役所、消防署等13か所に、井戸付耐震性貯水槽を整備しており、機器の点検整備を行うとともに平時や訓練での利用を促すなど、常時利用可能となるよう維持管理に努めています。

さらに、市内で井戸を所有する方の申し出により、防災井戸協力の家として99か所の防災井戸を指定しており、災害時には、近隣の方々に無償で井戸水を提供していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 女性リーダー育成事業についてお答えします。

事業開始の課題認識と現在の取組内容についてですが、生産年齢人口の減少など人口の構成が大きく変化する中、あらゆる分野で、性別に関わらず誰もが活躍できる社会の実現が必要不可欠であると考えております。

そのような中、内閣府によれば、我が国の上場企業における役員に占める女性の割合は、昨

年は12.5%と微増傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっており、役員や管理職など、方針決定過程への女性の参加拡大に向けた取組が重要であると考えております。

このような課題認識のもと、若年層が目標となるリーダー像を身近に感じる機会を提供することで、性差に関する偏見や無意識の思い込みをなくし、自身の将来について考えるきっかけとなるよう、昨年度から、女性管理職との交流・職場訪問ツアーを実施しております。

このツアーでは、企業を訪問し職場を見学するとともに、そこで活躍中の女性管理職との交流会を行っており、昨年度からの2年間で、中学生から大学生まで延べ45人が参加し、市役所をはじめ、株式会社千葉銀行など市内4事業所に御協力をいただき、開催をいたしました。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こどもの権利救済相談室についてお答えいたします。

相談室を設置した背景と経緯についてですが、これまで本市では、こども施策を重要施策の一つとして位置づけ、千葉市こどもプランに基づき、様々な取組を進めてきましたが、増加する児童虐待事案や不登校、いじめなどへの対応が喫緊の課題となっており、こうした状況の中で、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長できることを目的として、千葉市こども・若者基本条例を制定いたしました。

その中で、こどもが権利を侵害された場合に、迅速に救済し、権利の回復を図るため、実効性のある相談機関を設置することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 外国人材の活用についてお答えします。

外国人材の受け入れ・活用についてですが、本年3月末時点における本市の外国人住民数は約4万人となっており、本市の人口の約4%を占めております。中でも、20代の外国人住民の割合が、約10%と高い状況となっております。

本市が実施した直近の企業動向調査では、事業者の半数以上が、人材が不足していると回答する一方で、8割近くが、外国人材の採用を検討する予定はないと回答しております。

本市でも今後、生産年齢人口の減少により、業界・業種を問わず、人手不足が深刻化することが予測されます。このため、生産性向上を図るためのデジタルトランスフォーメーションや設備投資の推進とともに、人が担う仕事については、必要な人員を確保するため、外国人材を活用することも一つの選択肢となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

2回目は、災害対応についてから行わせていただきます。

災害用井戸につきましては、非常用井戸、井戸付耐震性貯水槽、防災井戸協力の家などとして、被災時の井戸が様々な形で準備され、維持管理されていることが分かりました。

次に、避難所の環境整備についてお聞きいたします。

令和6年第1回定例会でも、災害時の対応についてといたしまして、緊急輸送道路、避難所の衛生面・安全性、避難行動要支援者への支援体制、災害廃棄物処理計画等について伺いましたが、それ以降、国の新しい指針ではどのような考え方が示されているのか、伺います。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 昨年12月に改訂された指針では、避難所という場所の支援から、避難者等、人の支援への考え方の転換のほか、令和6年能登半島地震を踏まえた各種取組の実施や避難所の在り方の見直しが示されました。

具体的には、避難所における十分な数と衛生管理されたトイレの配備、避難者への温かい食事の提供、段ボールベッドやパーティションの活用による避難者の生活空間の確保、清掃や洗濯などに利用する生活用水の確保などが求められています。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 被災された方々にとって、衛生管理されたトイレ、温かい食事、生活空間の確保、生活用水の確保等については必要なものであると同時に、私自身も被災地を見てきた経験から、メンタル面でも非常に重要なものであると思います。

次に、御答弁いただいた国の指針を踏まえ、現在、本市としてはどのように対応されているのか、また、今後の対応についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害時のトイレについては、市立学校166校にマンホールトイレを整備しており、現在、市内の県立高校22校へのマンホールトイレ整備を進めております。そのほか、簡易トイレ、携帯トイレなども備蓄し、重層的な対策を行っております。今後は、公民館、コミュニティセンターへのマンホールトイレ整備について検討を進めてまいります。

生活空間の確保については、段ボールベッドやパーティションを各公民館に配備しており、今後は、分散避難を推進し、避難所における1人当たりの生活空間の拡大について検討してまいります。

温かい食事の提供については、本年5月にキッチンカー団体と協定を締結し、災害時に温かい食事を提供できる体制を整備したところでございます。

生活用水の確保については、非常用井戸や防災井戸協力の家を活用する取組を進めるとともに、防災井戸協力の家の登録拡大を引き続き図ってまいります。

今後も、引き続き、国の指針等を踏まえながら、災害時に必要な避難所環境が確保できるよう取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ただいまの御答弁をいただき、被災時の環境整備について、大変手厚い準備がされていると感じました。

次に、ペットの同行避難について伺います。

石川県議会議員との意見交換の際に、能登半島地震での道路寸断により、孤立した集落において、ヘリコプターによる救助活動が行われましたが、その際にも、ペットも一緒に乗せてほしい、乗せてもらえないのであれば自分も乗らないとの要望があり、現場の判断で一緒に乗せたお話を聞きましたが、飼い主にとってはペットは家族同然との心情がうかがえるエピソードでした。

本市の、防災・減災対策調査特別委員会等においても検討されましたが、ペットの同行避難については、現状どのような対策を行っているのか、お示しください。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） これまで、市政だよりや動物愛護フェスティバルなどの場を通

じた飼い主への周知啓発に取り組んでいるほか、避難所運営委員会に向けて、避難所開設・運営マニュアル例や避難所におけるペット対応の手引きを作成、配布し、各避難所でのルールづくりを促してまいりました。

今年度は、風水害時における対策として、各区に1か所以上のペット受入れ避難所を確保することを目指し調整を進めているほか、九都県市合同防災訓練では、参加団体と連携し、飼い主に対してペット同行避難に必要な物資などについて周知啓発を行いました。

今後も飼い主やより多くの関係者に災害時のペット避難について、御理解、御協力いただけよう努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ペット同行避難については重要な取組と捉えています。しかしながら、動物がだめな方やアレルギーがある方などもいて、避難所においてのトラブルの原因ともなり得るので、居場所の確保やすみ分けが課題でもあると考えますが、先日、環境省より、ペットとの同行避難について、8年ぶりに運用指針を見直す方針であることを伺い、今年度末を目途に新たな指針を公表する見通しとのことです。

続きまして、災害時受援計画について伺います。

受援計画については、災害時に様々な御支援をいただく際に、被災時の混乱を避け、復旧・復興に取り組むためにも重要な計画であると考えます。

先ほども申しました、石川県議会議員との意見交換の際にも、受援計画については見直しが必要との御意見を伺いましたが、本市の受援計画についても検証が必要であると考えます。

そこで、本市受援計画の現状についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 本市では、大規模災害発生時に、他の地方公共団体や民間企業等からの人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的として、千葉市災害時受援計画を平成28年3月に策定いたしました。

計画では、支援の受入手順や役割分担を明確化するとともに、避難所運営など受援対象業務をあらかじめ特定しており、これに基づき平時からの応援要請の準備を進めております。

計画は必要に応じて適宜見直しを行っており、最近では、令和元年の風水害を踏まえ、非常時優先業務の見直し、被災自治体に対する応援職員を派遣する枠組みを追記するなどの修正を令和2年7月に行いました。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 現在も、各地において災害が頻発しており、その都度新たな課題が見つかりますが、本市の受援計画については適宜見直しが行われているとのことですので、今後も見直しの必要がある場合には、速やかな修正をお願いいたします。

次に、能登半島地震等における受援に関する課題について伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 国が公表した報告書では、受援計画について、職員に対する内容の周知や、訓練等の実施により、計画の実効性の確保に取り組むべきとされております。

また、支援物資の輸送など民間事業者が有する専門的ノウハウを活かすため、自治体と民間事業者との事前連携が必要であることや、他自治体からの応援職員や支援事業者等の宿泊場所や活動拠点の確保などの課題が示されております。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 災害対応についての最後の質問となります。国が公表した報告書を踏まえて、本市受援計画に関する今後の取組についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 令和6年能登半島地震を踏まえ、本市の受援計画について検証した結果、まずは、宿泊場所や活動拠点の確保、計画の実効性の向上に取り組む必要があると考えております。

今後、受援計画については、宿泊場所や活動拠点等のリストの作成及びその活用について記載するとともに、計画の実効性の向上のため計画内容の周知徹底や、これまで以上の訓練の必要性などについて記載することを検討してまいります。

また、計画の修正に当たっては、全庁へ意見照会を行い、受援対象業務の見直しとともに計画の周知徹底を図り、各所属における災害時の受援に向けた平時からの体制づくりを進めてまいります。

計画の見直し後は、民間事業者も含めた訓練等の実施により、計画の実効性を高め本市の災害対応力のさらなる強化に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ありがとうございました。能登半島地震を踏まえての検証を行い、宿泊場所や活動拠点の確保の取組や、計画の実効性の向上のため内容の周知徹底や訓練の必要性を検討し、本市の災害対応力の強化に取り組まれるとのことでした。

これまで被災地を視察させていただいた中で、応援職員の宿泊場所が活動拠点から遠く、時間を要するといった現場を見てまいりました。被害の大きかった場所については、ライフラインなどの損傷もあり、宿泊するには厳しい状況だと承知していますが、何らかの形で活動拠点に備えることにより、復旧活動への効率も上がっていくのではと考えます。計画の実効性の向上につきましては、引き続き御検討をいただき、災害対応力の強化につなげていただければと存じます。

先日、JR幕張駅前平面駐車場を会場として開催された、第46回九都県市合同防災訓練においては、様々な被害想定のもと訓練が行われました。また、展示・体験コーナーでも、出展機関による充実した内容の展示、体験が行われ、来場された方々は、災害への備えや防災・減災に対する意識が向上されたかと思います。

また、石川県では、能登半島地震の初動対応検証や新たな被害想定を踏まえて見直された地域防災計画が県防災会議で承認され、避難所運営でのマイナンバーカード活用、トイレカードやキッチンカーの整備などの環境改善、災害派遣精神医療チームによる被災者の心のケアなどが盛り込まれたとのことです。

本市においては、既に取り組まれている部分もありますが、市全体としての防災力の強化に努めることが必要であり、即応体制を取れるようにすることが重要と考えますので、今後も引き続き課題に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、災害対応についてを終了させていただきます。

続きまして、女性リーダーの育成事業について伺います。

昨年度から実施された事業であることを理解いたしましたが、直近である今年度は、具体的にどのような参加者を募集し、開催されたのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 本事業の参加者につきましては、記者発表や市政だよりへの掲載、市内高等学校へのチラシの配布、市公式SNSへの投稿等による広報の上、公募を行い、中学生7人、高校生13人、大学生1人の延べ21人に、御参加をいただきました。

今年度の事業は、7月から8月にかけて、株式会社イオンファンタジー、株式会社ZOZO、本市役所におきまして実施し、参加者は各訪問先において職場の様子を見学するとともに、女性管理職と積極的な意見交換を行うなど、将来を考える上で、貴重な学びの機会になったと考えております。

また、株式会社イオンファンタジーでは社長との面談、市役所では市長との面談も実施し、参加者にとって、組織のトップを直接感じることのできる、大変有意義な経験となったものと認識しております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 昨年度、今年度と開催された中で、参加された皆さんにとって大変貴重な経験になったものと感じました。さらに多くの若者に受講していただきたいと思いますが、これまでの成果についてはどのように認識されているのか、お聞きいたします。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 職場見学では、参加者が見学先で社長や市長といった組織のトップなどの話を直接聞く機会を設けるとともに、女性管理職が実際に働く職場の様子を見学していただいております。

また、交流会では、リーダーシップを發揮する上で必要なことやリーダーシップを身につけるために、学生のうちに取り組むべきことなど、リーダーとして活躍することを意識した質問を通じて、参加者が自身の将来像を具体的に思い描く機会を提供しております。

参加者からは、進路や将来について考えるきっかけになった、将来働く姿を具体的にイメージできた、女性管理職としてのやりがいやモチベーション維持の方法など、参考になる話が多くかったといった感想が寄せられており、管理職として活躍している女性と対面でコミュニケーションをすることを通じて、自身の将来について前向きに考える機会を提供することができたものと考えております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 市内で活躍されている、女性リーダーの職場を訪問して、実際に働く場所を見学し、その後の交流会においての意見交換を通じて、参加者は自分の将来像をより具体的に描くことができ、意欲向上やアンコンシャスバイアスの防止にもつながったのではないかと思いますが、今後の取組についてお考えがあれば、お聞きいたします。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 参加者からは、将来について考える貴重な経験となるため、今後も参加したいといった好意的な感想が多く寄せられており、次代を担う女性リーダーが生まれるきっかけづくりとして、今後も継続して実施していくことが必要であると考えております。

今後の展開といたしましては、本市が締結する企業との包括連携協定の枠組みなどを活用し、より多様な業種や職種における女性管理職との交流の機会を創出するとともに、市立高校などの教育機関と連携を図りながら、若年層の興味や関心を反映し、参加者が自身の将来像を具体的に思い描く上で有意義な機会となるよう、引き続き本事業を推進してまいります。

暫定版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ありがとうございました。女性リーダー育成事業について伺い、改めて有意義であり、非常に大切な事業であると実感いたしました。

リーダー像が多様化する中で、ロールモデルとなる女性リーダーに実際に会い、働く現場を見学し、話を聞くことは何にも代えがたい経験になるとともに、自身のありたい姿やリーダー像のイメージも想像しやすくなり、キャリアステージに向けての第一歩を踏み出すのが容易になるのではと考えます。

今回は、女性リーダー育成事業について伺ってまいりましたが、あらゆる人が働きやすい職場をつくることは、企業・組織の成長戦略であると思いますので、今後も、女性リーダー育成事業を継続するとともに、ワーキングマザー向けキャリア研修やイクボス研修なども考えていただければということをお伝えいたしまして、女性リーダー育成事業についてを終了させていただきます。

続きまして、子どもの権利救済相談室について伺います。

子どもの権利救済相談室を開設された背景と経緯を伺い、子どもの権利の救済・回復といった重要な役割であり、これまでの課題に対応した実効性のある相談機関であることが分かりましたが、救済の対象となるのはどのような方なのか、また誰がどのような方法で相談できるのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 権利救済の対象は、千葉市に在住、在学または在勤する子どもとなります。

救済の相談は、子ども本人や保護者のほか、対象となる子どもに関わる方も行うことができ、原則、電話やメールに加え、事前に予約した上で対面による相談にも応じることとしております。

また、権利侵害の状況により、相談室に来ることが難しい場合においては、必要に応じて自宅付近などに出向いて面談を行うこととしております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） こども本人のほかにも、保護者や対象となる子どもに関わる方も相談できることは、相談内容をしっかりと把握する上でも有効と考えます。また、電話・メール・対面での相談のほか、必要に応じて自宅付近に出向いての面談も行われているとのことで、状況に応じた手厚い対応だと思いますが、今後、そのようなケースでアウトリーチの相談が増えた場合には、相談員の増員も必要になるのではと感じました。

そこで、現在、子どもの権利救済相談室はどのような体制で運営されているのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 子どもの権利救済相談室には、子どもの権利に関して優れた識見を有し、職務の遂行について権利、利害関係を有しない、子どもの権利救済委員を配置しており、現在、弁護士資格を有する者と児童福祉を専門とする学識経験者のお二人を救済委員として任命しております。

また、救済委員を補助し、子どもや保護者等からの相談対応や関係機関への調整等を行うため、社会福祉士などの有資格者を相談専門員として配置しております。

相談にあたっては、子ども本人の気持ちに寄り添いながら、将来に向けて安心して生活でき

る環境を整えられるよう、引き続き、必要な支援や権利の回復に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ただいまの御答弁をいただき、しっかりと体制を整えられていると感じました。先ほども申しましたが、今後、ケースにより増員が必要になった場合など、速やかな配備を要望いたします。

次に、相談室ではどのような相談を受けて、具体的にどのような対応を行うのか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 例えは、いじめが原因で学校に安心して通えないとか、施設等で子どもの気持ちが尊重されない運営が行われているといった申し出に対して、子どもの権利救済委員が、第三者的な立場から関係機関等への調査や調整を行うとともに、子どもの権利が侵害されていると認められる場合や、救済の申し出の原因となった施設等の対応が不適切または不十分である場合においては、勧告や是正要請を行うなど、実効性をもって子どもの権利の回復を図ることとしております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 対応についても理解いたしました。子どもの権利救済・権利回復のためにも、躊躇なく踏み込んでいただくことを期待いたします。

最後に、本年10月、市役所から民間テナントに移転すると聞いておりますが、どのような場所に移転し、移転後の相談時間等に変更はあるのかお伺いいたします。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 交通の便が良く、子どもが一人でも安心して来所できるよう、JR千葉駅から徒歩圏内の民間テナントへ移転し、来月1日から移転先で相談を受け付ける予定としております。

また、移転にあわせて、平日の開設時間の拡大や土曜日開設するほか、子ども専用のフリーダイヤルを導入するなど、子どもにとって相談しやすい環境を整えてまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ありがとうございました。

10月からはJR千葉駅から徒歩圏内へ移転されるとのことで、子供の皆さんにとって、さらに利用しやすい環境が整えられるのと同時に、救済委員さんからは、自分のことを分かっている人はいないと思わずに、助けたいと思っている大人がいることを知ってほしいとのコメントもありますので、悩みを抱えている子供の皆さんには、ぜひ御相談いただければと思います。

今回取り上げさせていただいた、子どもの権利救済相談室につきましては、独立性を持って助言や支援を行い、必要に応じて関係者に勧告や是正要請を出すのが大きな特徴であると同時に、条例に基づいて子どもの権利救済をする、県内の自治体では初めての公的な第三者機関とのことなので、子供の皆さんのみならず、保護者の皆さん、対象となる子供に関わる皆さんにも周知し、ちゅうちょなく御利用いただければと存じます。

開設後約2か月が経過し、既に活動されている中で御苦労も多いかと思いますが、救済委員さん、相談専門員さんには、さらに子どもの権利救済・権利回復のために取り組んでいただきますことをお願いいたします、子どもの権利救済相談室についてを終了させていただきます。

最後に、外国人材の活用について伺います。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

本市において実施された企業動向調査によると、現時点では8割近くの企業が外国人材の採用を検討していないとのことですが、私の住む地域においても外国人の就労は少しづつ進んでおり、今後、人手不足が予想される中で、外国人材の活用が選択肢になるのではと感じるところです。

そこで、本市においてはこれまでどのような取組をしてきたのか、伺います。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 外国人材を含む中小企業の従業員採用や職場定着の支援として、キャリアアップアドバイザーを企業に派遣し、人材育成や職場環境改善などの助言を行っております。

また、有資格者の採用が困難となっている建設・運輸・製造・自動車整備業と介護分野において、業務に必要な資格取得に要する費用の一部を助成しており、外国人材にも活用されているところです。

さらに、外国人材やその帶同家族に対して、生活に必要な日本語学習の提供などの支援を行うとともに、介護分野で働く方に対して、仕事で必要となる用語やコミュニケーションなどを学ぶための日本語教室を実施しております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） キャリアアップアドバイザーの派遣による人材育成や職場環境改善への助言など、資格取得に要する費用の一部助成の活用は大変有効であると感じます。

また、介護現場では専門用語や高齢者等とのコミュニケーションが必要となるので、そのための日本語教室については、対象となる外国人材に対し、取り組むための敷居を低いものとし、無理なく続けられるものとしていただきたいと思います。

続いて、外国人材雇用の課題はどのように考えられているのかお聞きいたします。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長

○経済農政局長（安部浩成君） 外国人材を雇用する事業者からは、日本語能力の向上や業務に関連する資格取得の必要性などの声を聞いております。

また、厚生労働省が行った実態調査では、言語面での対応のほか、在留手続の煩雑さや文化、価値観、生活習慣などの違いによるトラブルが挙げられております。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） 雇用の課題については、一つずつクリアしていくべきと考えます。また、身元がしっかりしている方々等については、在留手続の簡素化なども必要かと思いますが、最後に今後の取組についてはどういうふうにお考えなのかお示しください。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 外国人材の採用を検討する事業者に対し、関係機関と連携して、在留手続などの制度や、活用事例などを周知してまいります。

また、介護分野で実施している日本語教室については、時間や場所にとらわれることなく受講できるよう、オンライン講座を導入するなど、参加しやすい方法を取り入れる予定でございます。

さらに、帶同家族を含めて、これまで実施してきた日本語学習の提供に加え、外国人材を雇用する事業者などと連携し、生活ルールの周知を行うなど、地域社会に馴染んでいただける施策を進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員。

○33番（段木和彦君） ありがとうございました。

今後は、技能実習制度が廃止され、育成就労制度を創設する改正法が施行される予定と聞いております。

そうした中で、雇用で適用されるルールや届け出を守り、労働基準法を遵守するとともに、さらに外国人労働者が働きやすい環境づくりも必要と考えます。

今回、本市においても外国人材に対して様々なサポートが実施されていることが分かりました。今後も共生社会の実現を目指す上でも、地域経済活性化のためにも、外国人材の活躍、活用を進めるべきと考えますので、これからも外国人材活用に向けての様々なサポートを期待いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 段木和彦議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。12番・桜井秀夫議員。

〔12番・桜井秀夫君 登壇、拍手〕

○12番（桜井秀夫君） 公明党千葉市議会議員団の桜井秀夫でございます。

傍聴に来ていただいた皆様、また中継を見ていただいている市民の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、不登校児童、生徒及び家庭への支援についてです。

本市の不登校児童・生徒数は約2,000人ぐらいで、中学校では5%、小学校では2%程度が該当するものと理解しております。この課題は議会でも繰り返し取り上げられており、本市では、第2次不登校対策パッケージに基づき対応が進められているものと承知しております。

私は前職で非行問題に携わっておりましたが、不登校は専門家と称される方の間でも、登校・復学を目指すという考え方から、登校に意義を見出さない、しなくていいという立場まで幅広く、解決へのアプローチに大きな振れ幅がある点が特徴です。そのため、学校と保護者の連携も非行のように単純ではなく、あふれる情報の中で本人や保護者が戸惑うのも当然なわけです。

こうした状況だからこそ、当事者への整理された情報提供は極めて重要です。本市もその認識のもと、相談体制の充実や保護者との連携を対策パッケージに盛り込んでおります。

しかし、学びの多様化学校の設置準備など、かなり困難な施策にも果敢に取り組む中で、基本とも言える不登校児童生徒支援サイトがいまだ開設されていないのは、やや残念な印象です。

先の代表質疑では、保護者への支援の強化の取組について、不登校児童生徒支援サイトを開設する旨の答弁はございましたが、サイト開設自体は第2次パッケージ発表当時から公表されており、この当事者の不安や戸惑いを軽減する効果ができる取組ではございますので、できるだけ早く開設すべきと考え、最初に伺います。

不登校に関する専用サイトの開設について、本市の考え方や今後の取組をお示しください。

2回目以降は質問席に行います。答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 不登校の子供たちと向き合う保護者の多くが、日々大きな不安や悩みを抱えており、保護者への支援は重要であると捉え、その強化の必要性を強く認識してお

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

ります。

特に、保護者への情報提供の在り方について、複雑化、長期化する状況への支援の多様化を踏まえ、改善すべき喫緊の課題の一つであると考え、市ホームページによる情報の一元化を図ることを検討しているところです。

今後は、不登校児童生徒やその保護者が必要とする支援先や相談窓口等に適切につなげられるよう、不登校児童生徒支援サイトを今年度のできるだけ早期に開設し、多方面にわたる支援機関の情報を一元化することで、保護者が円滑に、支援にたどり着ける仕組みを整えてまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 御答弁ありがとうございました。年度内にできるだけ早い時期ということで承知いたしました。たかがサイト、単なる情報提示ではなく、当事者にとっての現状認識の整理や様々な支援の入り口となる本取組の重要性を表明していただいたことに意義を感じた次第です。

スクリーンには名古屋市のサイトを写しましたが、このように他自治体でも取り組んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

この不登校という現象は、その原因の多様性、複雑性について専門家の間でも見解が大きく異なることは先ほど言及しましたが、諸課題に対して地方公共団体、つまり公が行うべき取組の必要性や優先順位については、事例の積み重ねにより、それなりに見えてきている印象があります。

私なりに整理しますと、それは教育委員会において必要なのは、多様な学習機会の確保でありますし、働きに出てる保護者からは、行政全体に対して教育というより保育の機能が求められており、社会的には引きこもりの予防が喫緊の課題と考えます。

当然のようにも聞こえますが、不登校イコール引きこもりではなく、その部分的な捉え方では全体をミスリードするおそれがあり、引きこもりとの関連を焦点化しにくい面があったわけですが、スクリーンの名古屋市のサイトにもありますように、多様な現象とはいえ、1つに、外出はできるが対人不安が高いケース、2つに、引きこもりの傾向のケース、3つに、医療・福祉の支援が必要なケースに大きく分かれつつあります。そして、この1と3については、行政は関係機関につなげる役割になりますけども、2の引きこもり傾向については、行政が直接対応することになります。

本定例会の会派代表質疑においても、副市長から以下の答弁がなされました。引きこもりのきっかけは様々ですが、不登校だった方が成人してから引きこもり状態が続くケースが多いと。さらには、引きこもり支援の強化として、インターネット仮想空間メタバースを、現在、試行的な実施に向けた準備を進めているとの答弁もなされております。将来的には、このメタバース内に不登校の別室登校、ステップルームの設置も検討していいのではないかと考えます。

そして、このようなインターネット仮想空間メタバースの活用以前に、従来からの直接訪問による相談支援との連携も考えられます。

そこで伺います。

ひきこもり支援関係機関との連携について、現状と本市の考え方をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 不登校や引きこもり状態にある市民に対する相談、支援を行って

いる関係機関が定期的に集まる、不登校・ひきこもりに関する連携会議を実施しており、支援の在り方も含めた情報共有及び協議を行っております。

不登校等の状態にある児童生徒が、学校を卒業後においても必要な支援が受けられるよう、引き続き関係機関が連携し、切れ目のない相談支援体制の構築ができるよう努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 児童・生徒が卒業しますと、学校が指導する法的根拠はなくなります。東京都世田谷区のようなシームレスな支援には、答弁のように在学時から関係機関が連携する体制が不可欠です。その一方で、不登校支援の家庭訪問カウンセラーが拡充されておりますけれども、ひきこもりに対する訪問による相談支援と機能が重複していないか、検証願います。

また、会派で以前視察しました、このさいたま市が行っているメタバースによる不登校支援は、当初は無理解の声もあったようではありますけれども、出席扱いになることもあります、年々利用者数も増加して年間350名をゆうに超え、内容も3Dメタバースも活用しながら進化しているようです。引きこもるどころか生徒による部活動や県外校の交流もオンラインでなされ、今後、海外との交流も検討されているなど可能性が広がっているようです。現在普及している通信制高校のような様相を呈してきております。引きこもりの概念が変わるかもしれません。

さて、不登校対策全体の予算については、対策パッケージを開始した令和4年度決算で約3億2,000万円、うち市費が2億4,000万円だったのが、令和7年度の第2次パッケージでは、その予算額が5億3,000万円と大台に乗ってきました。

そこで伺います。

不登校対策パッケージの令和6年度決算額における内訳についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 不登校対策パッケージの昨年度決算額3億9,000万円の内訳は、ステップルームティーチャー活用に2,300万円、スクールカウンセラー活用に1億9,600万円、フリースクール事業費補助に1,000万円、ライトポートカウンセラー・家庭訪問カウンセラー活用等に1億6,100万円となっております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁されました決算総額3億9,000万円のうち、昨日傍聴しました決算審査分科会では、市費が3億円台に乗ったことが明らかになっています。今後はさらに、目玉となる学びの多様化学校建設に多額の費用が見込まれます。第2次不登校対策パッケージの推進を強く求めながらも、予算規模の膨張を危惧するところです。そもそも学校全般への予算措置がなされ、不登校に対する公教育としての支援もあり、さらには民間事業者への支援という三重の予算措置となれば、一般財源の使途としては少し課題を感じる面もあります。

その一方で、社会課題としての予算措置の必要性も高く、現場で苦しんでおられる当事者を何とか支えたい、大変悩ましいところであります。

そこで、第2回定例会で提出されました、新日本建設・金綱一男こども若者育英基金の趣旨を踏まえて、この億単位の寄付で話題になった基金の活用を検討すべきと考えます。

そこで伺います。

不登校施策への、新日本建設・金綱一男こども若者育英基金の活用について、本市の考えをお示しください。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○こども未来局長（大町克己君） 本基金は、困難な状況にあるこども・若者が自分らしく健やかに成長し自立するための支援や、より豊かな時間を過ごすための支援のほか、こどもや若者が可能性を広げるための支援に活用することとしており、不登校対策についても事業内容によっては、活用することができるものと考えております。

基金を活用する事業については、予算編成過程の中で検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 予算配分の選択と集中ではございませんけれども、財源が厳しくとも行っていくべき不登校施策事業として、会派の代表質疑ではライトポートの拡充について質問しましたが、ここでは同じ趣旨で、学校には行けるけれども教室に入れない児童生徒を対象としているステップルームティーチャーについて伺います。

本事業は、既に今年度当初予算案でも大幅に拡充されております。この事業は、文部科学省では、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームSSRとして、今後も特に補助を強化して、来年度は約3倍に増額する意向であることが報じられております。

この事業については、何とか学校に通いたいと頑張る児童・生徒への支援として高く評価しておりますけれども、現職、現場の教員の負担軽減の観点からも拡充が必要と考えます。このように申しますのも、私が知る限りではございますが、この事業が導入されていない学校現場でも、不登校児童・生徒のことを想う先生方の善意により、かなりの学校で既に行われているなどとも伺っております。

そこで、ステップルームティーチャーの拡充について考え方をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 専任のステップルームティーチャーが常駐することで、児童生徒からは、学校に居場所ができた、悩みを相談しやすくなったなどの声が届いております。継続的な支援が、児童生徒の安心感の向上につながっているものと認識しており、引き続き必要な人員を適切に配置できるよう、体制を整備してまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 今後は、全校配置、そしてさらなる質の向上を目指していただきたいと思います。

今回、実態や原因の把握が難しい不登校現象について質問いたしましたけれども、最後に一言付言いたします。以前、学校でのいじめ問題をこの議場で取り上げた際、教育臨床の視点から、児童・生徒自身が自分たちの問題としていじめ問題について話し合い、自分たちで解決策を模索する取組を求め実施していただきました。ただし、不登校の問題では、在校生にこの手法を用いるのは不適切なるおそれがあります。それでも当事者に近い視点からの検討は意義があると考えますので、今年度発足した、こども・若者会議の協議テーマの候補に、不登校支援を加えることを提案いたします。

次に、ハラスメント対策についてです。

ハラスメントといつても、その対象者やそのハラスメントの内容も様々ですが、今回は市の職員に関するハラスメントに絞って伺ってまいります。

そこで早速ですが、千葉市ではハラスメントの相談窓口として、総務局総務部人材育成課、消防局総務部人事課、病院局管理課、教育委員会事務局教育総務部教育職員課での設置が要綱で定められているところ、本市においては、さらに複数の相談窓口があります。

まずは、このように相談窓口を設置した趣旨についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 相談しやすい体制をつくるため、各種ハラスメント防止要綱に基づき設置している相談窓口も含め、各任命権者ごとに複数の窓口を設け、現在、男性12人、女性12人、合計で24人の相談員を選任しております。

これにより、相談を受けた後の事実確認等の迅速かつ的確な実施を図るほか、ハラスメントの事実が認められた場合、行為者へ指導を行うなど、組織的な対応が可能となると考えております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁ありがとうございました。任命権者ごとの設置、しかも性別に応じた設置は重要です。

次に、一般的にハラスメント対策では、相談窓口の設置と並んで研修の実施が柱となります。以前は人権研修というふうに呼んでいましたけども、そういったものがメインでしたが、実は私自身、全国的な人権研修の教材作成や講師を担当した経験がございますので、僭越ながら一言を申し上げます。

研修でハイリスクな受講者を見極めるのは意外と容易、簡単です。人権侵害場面、現在でいうハラスメントが疑われる事例を動画等で紹介した上で、受講者に、どの登場人物に自分を重ねましたかと、このように尋ねねば分かります。かなり分かります。どの人物にも関心を示さないタイプと、自分を被害者にのみ投影するタイプがハイリスクの典型です。

そして、職場で上司からハラスメントを受けたと訴える方が、実は同僚や周囲に極度の我慢を強いていたり、家庭で長年にわたる加害行為をしていたりする典型事例を紹介しますと、受講者は誰が加害者で誰が被害者か、問題の所在がもう分からなくなります。

つまり、研修での大事な前提是、1つ、誰もが加害者にも被害者にもなりうること、2つに加害・被害の二項対立ではなく、関係性の中でハラスメントが起きるという理解、これらの理解の上で、3つに感情の整理と事実の認識を分けるワークを実施する、こういったところになります。この1と2の基本を共有できなければ行動変容は難しく、それでも行動変容させようとするには、もう認知行動療法という専門的な治療しかないと、そんな気がいたします。

この関係性という視点は抽象的で焦点が散漫になりがちですが、いじめやハラスメントの研究、そして法廷の場では、行為主義が採られているようです。ちなみに、千葉市が作成したこの介護に関する冊子は、ハラスメント行為の観点から非常に分かりやすく示してくれています。それでも画面中段の精神的暴力は線引きが難しいところではあります。

臨床的な話はこの程度にいたしまして、ハラスメントの社会的経緯を概観しますと、セクハラ・マタハラ対策は男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で義務化され、2019年の労働施策総合推進法改正、いわゆるパワハラ防止法により、パワハラ対策も法的義務となりましたけれども、本年6月に再び法改正が行われ、カスタマーハラスメント防止措置などが新たに盛り込まれ、現在の議論の焦点はまさにこのカスハラ対策となっております。

本市においても、この動きに呼応してか、市民などからの著しい迷惑行為、いわゆるカスハラに関する庁内調査が行われ、先日の代表質疑でもその結果について答弁がなされました。そこでは、カスハラ被害を経験した職員は4割程度いること、またその態様や理由などが示されました。この調査で私が最も関心があるのは、その迷惑行為が行われた具体的な場面です。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

そこで伺います。

市職員が市民等からの著しい迷惑行為を受けた場面について、どのような調査結果が出ているのかお示しください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 昨年度実施した職員アンケート結果では、電話での対応時が最も多く、次いで、職場における対面での対応時となっており、この2項目で、全体の回答のほとんどを占めている状況となっております。そのほか、メールでの対応時などが挙げられております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁には、電話対応が最も多いと挙げられておりました。そうであれば、民間と同様に電話録音機能を導入してはどうかなど、このように単純に考えたくなります。電話口でよく耳にするあの、この会話は、お客様対応の品質向上のために録音させていただいております、と冒頭に述べて録音する機能です。今回の法改正により自治体での導入・検討が急速に広まっているとの情報もあります。

そこで伺います。

調査結果を踏まえた著しい迷惑行為への対策の必要性、特に電話対応時の録音機能の導入について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 著しい迷惑行為は、職場環境を悪化させるだけでなく、市民の皆様への行政サービスの提供にも支障を来すおそれがあることから、適切な対策を講じる必要があると考えております。

電話対応時の録音機能の導入については、職員アンケートの回答においても、有効な対策として挙げられております。

録音機能を活用することで、発言の証拠化が図られるほか、録音することを相手方に通知することで、相手の言動の抑止につながる効果が期待できるなど、職員の心理的負担を軽減し、良好な職場環境の確保につながるものと認識しております。

一方で、全序的に電話の録音機能を導入するにあたりましては、コスト面のほか、著しい迷惑行為に限らず全ての通話内容を録音することになるため、個人情報の取り扱いや運用ルールの検討・整備など課題があると考えております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁により対策の必要性と録音機能の有効性は共有できましたし、そもそも職員アンケートでも有効な対策として回答が集まっているとのことでしたので、10月から一部導入を決めた船橋市をはじめ、既に導入している他自治体を参考にするなどして、ぜひとも進めていただきたいと思います。

さてこのように、千葉市議会でハラスメントを取り上げますと、避けることのできない事案が思い起こされます。それは、千葉市議会に関わるハラスメントとして大きく報じられた政党機関紙の購読勧誘に係る対応です。

これは昨年、令和6年第2回定例会において市民の方から提出された、議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の再調査を求める陳情が、共産党を除く自民党、立憲民主・無所属の会、公明党、日本維新の会及び無所属議員による賛成多数で採択され、送付されたことに

よります。

ここで紹介した目的は、特定の政党機関紙を非難することではなく、また購読の自由との兼ね合いなどという一般論を展開するのではなく、この件で重要なのが勧誘を受けた千葉市職員の心理的圧迫が令和2年度の調査で69%もいたことが、千葉市独自のパワハラという文脈で陳情によって問題提起されたという点にあります。

そして、この陳情の採択によって再び行われた本年3月の再調査でも、勧誘を受けた職員のうち、またもや約7割が心理的圧迫を感じたと回答するなど、ハラスメント問題が改善されていないことが浮き彫りになりました。

そこで伺います。

政党機関紙の購読勧誘に係る相談対応について、どのように行っているか、お答えください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 課長補佐級以上の管理職を対象に行いましたアンケートの結果等を踏まえ、本年7月、職員に対し、相談などがある場合には、総務局へ連絡するよう通知したところであり、職員の声などを踏まえながら適切に対応してまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 市の側からすれば、なんで被害を受けた側が答弁を迫られなければならないのかというお怒りを感じかもしれませんけども、このパワハラを規制した労働施策総合推進法では、法の適用対象を雇用関係に限定しておりますけども、議員と市職員との関係は雇用関係にありませんから、法的にはパワハラが成立しないという立て付けになっていると考えます。ですから、最初の答弁にありました要綱の相談窓口が対応しなくても齟齬が生じないわけです。ちなみに、議会内や会派内の議員同士も雇用関係に該当しませんので、議員の議会活動においては、基本的に同法は適用されません。ですから、ハラスメント問題が起きた議会では、当該議会独自で対策条例を制定しているというのが現状唯一の方法で、本年8月時点で全国128団体、134本にものぼる条例が確認しております。

ただし、これは従前の議論であって、今回の改正法第33条では、カスハラにおけるカスタマーは顧客等とされており、この顧客等は、厚労省のマニュアルによりますと、消費者やサービス受益者に限定されず、外部の第三者全般を指すことが想定されておりますので、私ども議員もそこに含まれる可能性が高いと考えます。

そこで、不当要求などを含むカスハラ全般について伺います。

職員への著しい迷惑行為に係る相談対応について、どのように行っているか、お聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 職員への著しい迷惑行為があった場合には、人事課、コンプライアンス推進室等において相談を受けておりまして、必要に応じて府内関係部署や警察、弁護士等と連携し対応しております。

なお、本年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、いわゆるカスタマーハラスメントに関して労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備が事業主に対して新たに義務付けられました。

今後、国において、相談体制を含む対策に関する具体的な指針が示される予定となっていますことから、その動向を注視し、適切に対応してまいります。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁にあった国での検討については、実務上まさにこのスクリーンにあります精神的暴力における正当な要求とクレームの違い、また正当な要求であっても暴言や威圧を伴ったり、居座りなどが伴う執拗な要求はハラスメントに該当するとか、その対策として録音・記録、先程の相談体制を事業主に義務付けることなどが検討されていると報じられております。ハラスメントの課題があった、陳情が採択された本市といいますか、本市議会でございますので、対策を国の指針に先駆けて検討してもよいかもしれません。

そのように考えますと、他人事ではなく、この私自身もハラスメントをしていないか甚だ心配になりますけども、時間を割いて最初に説明した研修の内容を踏まえますと、このカスハラの話題や、政党に関する購読勧誘の調査結果について、職員に何らかの勧誘をした経験があるのに自分は全く無関係だと思うのは既にハイリスクな状態と言えますし、今回の調査自体に対して被害感を抱いたりした場合は、かなりハイリスクな状態と言えます。あくまで一般論でありますけども、あくまでも一般論。そのように加害者であることを疑われる側が、相手も同意していたに違いないなどと一方的に主張するのは、セクハラのケースは許されないはずです。セクハラに厳しく、自分のカスハラに甘いのは説明がつかないと思います。

いずれにしましても、このようなハラスメントの議論を要しないような、市民の代表たる議員として、恥ずかしくない振る舞いを心がけるよう自戒の念を込めて、この質問を終わります。

次は、選挙事務の適正運営についてです。

選挙事務については、昨年夏の都知事選からこの夏の参院選まで、大型選挙が連続して実施されました。その間、選挙演説の妨害が疑われる事案や、ポスター掲示板に関する問題が相次ぎました。具体的には、掲示枠が空いているにも関わらず買い占められて商業利用されたり、わいせつが疑われる画像が貼られたり、枠不足により、このスクリーンにもございますけども、クリアファイルを加工して枠外に掲示された候補者がいたり、政党以外の団体の中傷誹謗が掲示されるなど、従来想定されていなかった事態が多発いたしました。

こうした状況を受け、国では公職選挙法が改正され、本年5月に施行されたと認識しております。この改正法が夏の参議院選で実効性を発揮したのか、関連通報がなかったのか、また今後の統一地方選への対応について確認したく質問をいたします。

改正公職選挙法の内容と影響についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 本年5月2日に施行された公職選挙法では、選挙運動用ポスターの品位保持について、2つの点が改正されたところです。

1点目としては、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務が新設され、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないことに加え、他人もしくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないとされました。

2点目としては、選挙運動用ポスターにおける営業宣伝に関する罰則の新設となります。

ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処することとされました。

7月に執行された参議院議員選挙におきましては、今回の改正内容に関する通報や問い合わせ等はございませんでしたので、候補者等において適切に対応されたものと考えております。

なお、本改正の内容につきましては、次の市議会議員選挙におきましても、選挙前に実施する立候補予定者説明会等で、改めて注意喚起を行ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 丁寧な答弁ありがとうございました。実務的には候補を予定している者への事前説明会が限られた周知の場ということになります。遺漏なきようお願いいたします。

次に、近年はネットやSNSが選挙に強く影響を及ぼしているなどという声をよく耳にしますけども、最近では選挙事務そのものへの疑惑や、選挙を盗まれたといった騒ぎまでネット上で起きています。代表例としましては、投票所で鉛筆を使わせるのは開票時に消して書換えていたからだ。また、開票立会人が不正に関与している。こんな話が散見されます。私も初当選以来、全ての国政選挙で開票立会人を務めてきたため、看過できません。

そこで伺います。

開票立会人制度はどのように行われているのかお示しください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 開票立会人は、原則候補者等からの届出により、候補者等の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画することで、その公正な執行を確保することが任務とされております。

具体的には、送致のあった投票箱や鍵に異常がないかの点検、開票管理者が行う投票の効力を点検し、必要があるときは意見の陳述などを行うものとされております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 私は、投票箱にかけられた鍵も目視ではなく、直接触って確認して、不正がないことを証明してまいりました。それは私だけではなく、例えば今回私が担当した参院選比例区における稻毛区会場での開票立会は、自民党さん、共産党さん、そして参政党さんからも、立会人が派遣され、その全員で適正な運営を証明しているわけですので、特定政党の不正や選挙は盗まれているなどという発言は、これらの党がグルになっているかのような発言でございます。それは極めて奇妙な組み合わせではありますし、各党の立会人への侮辱であるとも考えます。

次に、投票所に鉛筆が備え付けられているという点については、具体的な日時、場所、その不正の態様について示された投稿を見たことがなく、いわゆる関連動画と言われるものにつきましても、投票用紙を擦っている場面はあっても、書換えているという場面自体を見たことはありませんが、そのような言説が大いに拡散されている状態です。

それでは、本市投票所に鉛筆を備え付けている趣旨についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 公職選挙法では、投票に使用する筆記用具について、特に規定はございません。

しかし、投票用紙が樹脂製であることから、ボールペンや水性ペン等を使用した場合に、インクが乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が張り付く、あるいは文字がにじんで判読が困難となる等の支障が生じるおそれがあります。

このため、投票用紙への記載のしやすさや判読性の確保、経済性などを考慮し、本市の投票記載所では鉛筆を備え付けています。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

なお、本市では、鉛筆以外の筆記用具を持参して使用することは妨げてはおりません。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） ポイントは投票箱の中で自然に開く。それによって開票事務がスムーズになる投票用紙の特殊性ということでした。

さて、これまで選挙事務のネガティブな状況の対応を伺ってまいりましたが、もともと私が議会で取り組んできたのは、高校生の選挙事務従事や期日前投票宣誓書の事前郵送、そして最近では、認知症や様々な障害を有する方が投票を諦めないように投票の支援をする投票支援シートの導入など、投票機会の確保でした。

今回も、近年ますます増えております認知症を有する方からの御相談で、認知症等を有する方にとっては外出時に予定や目的を記したメモを持参するのは日常的な行動のようで、投票でも投票所にメモ等を持参することは棄権防止の有効な手立てであると伺っております。

そこで伺います。

選挙人が投票所に候補者氏名等を記載したメモ等を持参して、それを見ながら投票用紙に記載することの可否についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 選挙人が、御自身の投票したい候補者氏名等を確認するための手段として、候補者氏名等が記載されたメモや選挙運動用ビラ等の文書などを持参され、これらを参考にして投票を行うことは、公職選挙法上、特段の制限はありません。

ただし、これらのメモや文書等を投票所内で他の選挙人に提示する等の行為は、選挙運動や投票干渉等に当たるおそれがありますので、注意が必要となります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） このメモ等の持参については、過去に運用上のトラブルがあったとか、都市伝説まがいの話もいろいろ耳にしますけども、いずれにしましても、選挙運営に携わる職員や従事者の方には、この原則をしっかりと共有していただきたいと思います。

さらに、認知症や障害を有する方にとってだけでなく、一時的に怪我をされた方も含めて、代理投票制度が投票の棄権防止に有効であると考えます。その点について、代理投票において先ほど答弁していただいたメモ等の持参はどのような扱いになるのかについても、適正な権利行使の観点から整理したいところです。

そこで伺います。

代理投票において持参したメモ等を提示することの可否についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 代理投票の際、選挙人が、代理投票の補助者に対し、意思表示をする際の補助的な手段として、候補者氏名等を記載したメモや文書等を持参し、補助者に提示することは差し支えありません。

ただし、選挙の公正性を確保する観点から、補助者が、候補者氏名等が記載されたメモや文書等の提示のみをもって、そのまま投票用紙に転記することは行っておらず、補助者は、選挙人本人の投票の意思を必ず確認した上で投票用紙に記載することとしております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） ここでのポイントは、補助者がそのまま投票用紙に転記することは行っていないと。ただ、補助者は、選挙人本人の意思を確実に確認した上で記載すること、つま

り、あくまでも選挙人本人の意思表示は前提という点です。言われてみれば当たり前かもしれませんけども、この代理投票に関する原則を、この松戸市のホームページのように流れに沿って適正な手続や注意点を分かりやすく掲載することも、安心して投票するための一助になるかもしれません。

選挙に関する最後の質問は、共通投票所の設置についてです。

共通投票所の設置については、投票の利便性が高まり、投票率向上に資すると期待され、これまででも本議会で議論がなされ、異論のないところであります。

この共通投票所については、ポイントが2つあると考えます。

1つには、二重投票の防止のためのネットワークに対応した当日投票システムの改修が必要で、それは国が推進する自治体情報システムの標準化によるシステム改修が必要になるとの答弁が、これまででも選挙管理委員会からなされております。

この点については、ちょうど1年前の決算審査特別委員会総務分科会におきまして、私が自治体情報システムの標準化について質問したところ、情報経営部長からは、令和7年度末までに標準化する業務のうち、この投票システムのベースとなる住民基本台帳に係る業務が含まれていると答弁がなされております。そうであるならば、この共通投票所の設置についても、具体的な検討が可能になってくるはずです。

そこで伺います。

共通投票所の設置について考え方をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水公嘉君） 共通投票所は、選挙人にとって、指定された投票所以外の投票所でも投票できるといったメリットがあり、投票環境の向上に資するものであると認識しております。

これまでにも先進市への聞き取りや事業者との打合わせ等を行うなどの情報収集に加え、システムトラブル時の際の対策やサーバーの負荷低減策のほか、必要経費の算定など、実施に当たっての研究を進めているところでございます。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 共通投票所の設置については、議会内での主張内容に微妙な違いがあります。

共産党さんは、6区全体の市民が1か所で投票できる共通投票所を、まずは千葉駅周辺の大型商業施設に設置するように求めており、自民党さんは区内の選挙人が誰でも投票できる共通投票所を各区内に設置することを求めております。つまり、設置方法に意見の違いがあるということです。

この点について、別の角度から意見を述べます。それは防災の視点です。選挙での二重投票防止のために、誰がどこで投票したかを把握できる機能は、災害時に誰がどの避難所に避難したかを把握する機能へと置き換えることが可能です。実際、当日の投票所の多くは小学校などであり、大規模災害時の避難所として指定しております。

つまり、各区に共通投票所を設置することは、投票の利便性だけでなく、災害時の避難者支援にもつながります。性別であるとか、年齢別の避難者数がすぐ把握できます。そこにプッシュ支援が可能になります。この災害対応は机上の空論ではなく、国や他都市でも研究が進められており、以前この議場でも紹介したことがありますので、ぜひ御検討ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

最後に、地域の諸問題について。

萩台町における通学路の安全確保について伺います。

通学路といえば、千葉県内で忘れてならないのが、2021年6月28日に八街市で起きた事故です。飲酒運転のトラックが下校途中の児童の列に突っ込み、児童2名が死亡、1名が意識不明、2名が重傷と、通学路で起きたあまりにも凄惨な事故でした。

この事故をきっかけに、文部科学省などから依頼文書が発出され、全国で一斉に通学路の総点検が行われました。かねてから点検してきた千葉市でも、改めて通学路の安全点検及び対策が講じられたものと承知しております。

そこで伺います。

本市における通学路の一斉点検及びその対応結果についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 平成26年11月に策定しました、千葉市通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、道路管理者及び交通管理者である千葉県警察による連携の上、通学路の合同点検を毎年度実施しております。これに加えて、令和3年度は、八街市の事故を受けて、全市立学校におきまして要注意箇所の再点検を行いました。

再点検の結果、対策が必要とされた549か所に対して、学校においては見守り活動の重点化や交通安全教育などを、警察においては交通規制の実施や横断歩道の補修などを、そして、道路管理者においては、路肩カラー化や路面標示などを行い、547か所の対策が完了しており、未対策であった2箇所につきましても、今年度、防護柵を設置し、歩車分離による対策を行つたところです。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 549件、今年度をもって全ての対応が完了したということでした。敬意を表したいと思います。

このように安全措置が講じられた地域はいいのですが、本日は稲毛区の萩台町を取り上げてまいります。

スクリーンに映していますように、こちらはスポーツセンターを擁し、若葉区と接したところに位置しております。この地域は近年急速に開発が進みました。

先日、建設局にお願いして確認したところ、この地域の住宅関連の開発許可について、例年ゼロか、あっても一、二件しかない、そういう数字だったんですけども、区画数、戸数が、令和5年に限っては、専用住宅の区画数45件、共同住宅の戸数が8戸と、申請件数も併せて突出した現象が起きていることが数字の上からも分かりました。

スクリーン左側のストリートビューで何もない状態で写っていますけれども、右側が実際のところでございますので、急速な開発にストリートビューも追いついていないと、そういう状況でございます。

その影響で、特に朝は小学1、2年生による歩行列が道路に現れるようになり、これまでにない光景となっております。

また、以前は抜け道として車が通るだけだった、このスクリーンにあります見通しの悪いカーブ、この道路が、今では児童の通学で注目されていますけども、萩台町の児童が通う市立千草台小学校の通学路については、安全点検が十分に行われているのか、保護者の皆さんから不安の声が上がっており、八街市の事故以降に開発が進んだ地域については、再点検から抜

け落ちているのではと危惧しております。

そこで伺います。

千草台小学校の通学路に対する安全点検の実施についてお答えください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 千葉市通学路交通安全プログラムに基づきまして、全市立小学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1度のサイクルで合同点検を実施しております。

千草台小学校につきましては、今年度を合同点検対象校となっており、保護者会、セーフティウォッチャー及び自治会の意見を集約して抽出された危険箇所に対しまして、6月に合同点検を実施しております。

その結果を踏まえ、学校として見守りを増やすことや保護者会への協力の呼びかけ等を検討しております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁では、本年点検を実施されたということですけども、住民の方々は、この地域は通学路の点検の対象になっていないというふうに思われております。

そこで伺います。

そもそもどのような道路が点検の対象となるのか、お示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 通学路のうち各市立学校が把握した危険箇所が対象となり、合同点検の関係機関で協議の上、路肩のカラー化やセーフティウォッチャーによる登下校時の見守りの強化等の対策が行われます。

なお、通学路につきましては、児童の通学状況を把握している学校から、毎年度当初に教育委員会へ届出が出され、認定をしております。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 今回の答弁から、急激な開発エリアにおいて、通学路の認定が追いついていない、だから点検対象になっていないという事態が危惧されます。そして、このように新たな住宅開発エリアが点検の対象外であった場合に、当該地域における児童の通学の安全確保については、どのようになるのでしょうか。

そこで最後に伺います。

新たな住宅開発エリアにおける児童の通学の安全確保についてお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 各市立学校では、児童の発達段階や地域の実情に応じ、安全な登下校ができるよう、道路横断時の留意点や歩道の歩き方などの交通安全指導を日常的に行っております。

また、各学校で学区内の危険箇所を示した安全マップを作成しており、毎年度、新たな危険箇所を追加・更新した上で、地域や保護者等に対する啓発活動を行い、児童が安全に登下校できるように努めています。

今後も引き続き、学校や地域などと連携の上、新たな住宅開発エリアにおける児童の通学の安全確保に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員。

○12番（桜井秀夫君） 答弁ありがとうございました。対策をよろしくお願ひいたします。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

今回取り上げました課題は、千葉市のここ数年の転入超過というありがたい現象によって、副次的に生じたものかと思いました。新たな人口流入のうち、大規模マンション群の建設とは異なり、このように小規模かもしれません、少しインフラ整備で配慮の必要のある地域は、ここ数年、転入超過だった千葉市では他にもありそうな気がいたします。

せっかく千葉市を選んで転入していただいたわけですから、転入された方とも、一緒に安心・安全で暮らせる地域社会を目指して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 桜井秀夫議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。1番・石川美香議員。

〔1番・石川美香君 登壇、拍手〕

○1番（石川美香君） 皆様こんにちは。千葉市議会議員団の石川美香でございます。

傍聴に来てくださった方々、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、乳幼児が室内で遊べる場所について伺います。

近年の猛暑により、乳幼児を外で遊ばせることが難しく、家庭内での親子遊びにも限界があります。私のところへの市民相談では、猛暑の中、熱中症の心配もあり、外で遊ばせることができなくて困っている、室内で遊べる場所が近くにないなどの声が寄せられています。

本市には、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館といった小学校就学前のお子さんと保護者が集まり、一緒に遊びながら楽しく交流するふれあいの場があります。

子育て支援館は、きぼーるの中にあり、プレイホールや、乳幼児室、情報コーナーなどがあり、たくさんの親子が集まり、一緒に遊べるふれあいの場所です。子育てについて学べるほか、保育士、看護師、臨床発達心理士等に子育ての悩みなどの相談もできます。

地域子育て支援センターは、7か所の保育所・園や認定こども園の中にあり、子育ての不安・悩みなどの相談や子育て親子の交流の場として利用ができます。また、保育士が、子供の食事、睡眠、トイレ、友達づくりなど様々な悩みなどについて相談に応じます。

子育てリラックス館は12か所あり、子育て中の方が親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等ができる施設です。

その中でも、きぼーるの中にある子育て支援館は人気があり、乳幼児が自由に遊べるボールプール、滑り台などがあり、気がつけば数時間滞在することもあります。こうした状況にも関わらず、車で来館する場合には20分ごとに100円の駐車場代が必要であり、数時間利用した保護者にとっては駐車場代が負担となっています。

また、リラックス館や地域子育て支援センターは駐車場がなく、乳幼児を連れての利用が困難であるという声もあります。

一方で、商業施設内の有料遊び場は子供にとって魅力的ですが、数時間の利用で数千円かかることもあります、頻繁に利用するには家計の負担が大きいのが実情です。そのため、日常的に安心して利用できる公共の室内遊び場の整備を望む声が高まっています。

そこで伺います。

1つに、本市において、乳幼児が室内で遊べる場所の1日の利用状況や保護者からの要望についてお聞かせください。

2つに、保護者からの要望に対する本市の取組についてお聞かせください。

2番目に、保育士の確保について伺います。

保育士は、子供たちの成長と安全を支える重要な専門職ですが、全国的に深刻な人材不足が続いている、本市においても安定的な確保は大きな課題です。こども家庭庁が本年8月13日に公表した全国調査によると、保育施設の80.3%が人材不足を実感し、全体のうち25.3%は人材不足によって子供を定員まで受け入れられなかつた経験があると回答しています。

保育士不足については、直近3年間で、とても感じるが42.7%、まあ感じているが37.6%と、約8割が慢性的な不足を訴えています。

不足を感じる場所は、職員の休暇調整が66.6%で最も多く、延長保育の時間帯が59.1%、代替職員の確保が54.6%と続いている。職員の休暇取得の調整すら難しいなど、現場運営に深刻な影響を及ぼしています。

不足を感じる要因は、都道府県と市では、業務負担が多く、重く、働き方が難しい・厳しいが最多となっており、町村では、条件の良い近隣市区町村や都市部に人材が流れるが最多となりました。

また、資格を取得しても別の職種に就く人が多いことから、採用そのものが難しい状況となっております。

国は昨年度、75年ぶりに配置基準を見直し、3歳児の相当人数を1人20人から15人に、4歳から5歳児の担当人数を1人30人から25人に引き下げました。

また令和8年度からは、こども誰でも通園制度が本格実施され、保育需要は一層高まることが予想され、安定した保育士確保は喫緊の課題です。

そこで伺います。

1つに、本市が保育士確保のために実施している具体的な対策を、お聞かせください。

2つに、本市において、保育士の業務負担軽減や働きやすい環境を整えるためにどのような取組を行っているのか、お聞かせください。

3つに、本市において、保育士不足により受入れができなかつた保育施設の数は、過去5年間で、どのように推移しているか、お聞かせください。

3番目に、市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理について伺います。

市営住宅に関して、市民の方から、市営住宅に空きがあるにも関わらず入居募集が出ないという相談を受けました。

確認したところ、前入居者の残置物が未処理で残っているため、募集停止の原因となっているケースがあることが分かりました。

特に独居の入居者が自宅で死亡した場合、遺体処理や残置物対応、清掃が完了するまで募集が開始できないことが多く、市民は入居する機会を失っています。

現在、民法に基づき残置物処理は入居者本人や相続人が行うことが原則であり、千葉市でも同様にケースごとに個別対応をしております。

しかし、この方法では相続人を探すなどの手続に時間がかかり、募集停止状態が長期化することが課題となっております。

そこで伺います。

1つに、現在、市営住宅において単身入居者死亡後の残置物処理が原因で募集できていない住戸はどの程度あるのかお聞かせください。

2つに、現行の残置物処理にかかる市の費用負担と作業手順、さらに過去3年間の平均処理

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

期間及び最長期間についてお答えください。

4番目に、新検見川公園のごみ問題について伺います。

新検見川公園は、南花園2丁目に位置し、JR新検見川駅からも近く、地域の方々にとって身近で利用しやすい公園です。園内にはブランコや滑り台、山型遊具など、子供たちが楽しめる遊具が整備されており、平日の日中は親子連れで、夕方や休日には多くの子供たちが集まる、地域の憩いの場となっております。

また、大きな木々に囲まれ、四季折々の花も楽しめる自然豊かな環境であり、春にはお花見、夏には地域のお祭りなどにも利用されるなど、住民の交流や地域行事の拠点ともなっております。さらに、路線沿いに位置することから、電車が行き交う様子を眺めることができ、電車好きのお子さんにとっても人気の場所であります。

このように新検見川公園は、子供から高齢者まで幅広い世代が集い、日常生活の中で欠かせない役割を果たしている公園です。

公園は本来、子供たちが元気に遊び、高齢の方が散歩や体操をし、地域の皆さんのが安らぎや憩いを感じられる、市民にとって大切な共有の場所でありますが、新検見川公園では公園の役割が十分に果たせていない課題が生じています。

南花園自治会の方から、新検見川公園に毎日のようにごみが不法に投棄され、大変に困っているとの相談を受けました。

画面を御覧ください。

ポイ捨て禁止と書かれた看板の下に、空き缶や食べ残しの残骸が毎日のように置かれている状況です。

公園の近隣には、24時間営業のスーパーがあり、そこで買ったお弁当や飲み物を公園で飲食し、ごみを置いて帰ってしまうケースが後を絶ちません。

自治会の方は警察にも相談され、巡回もしていただいているが、残念ながら改善されず、毎日ごみの処理に追われて疲弊していると伺っています。

そこで伺います。

1つに、公園でのごみ不法投棄の現状を市としてどのように課題認識しているか、お聞かせください。

2つに、その上で、今後の不法投棄抑止に向けた具体的な対応策をどのように検討しているか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 初めに、乳幼児が室内で遊べる場所についてお答えいたします。

まず、乳幼児が利用できる室内遊び場の利用状況や保護者からの要望についてですが、本市では、小学校就学前のお子さまとその保護者が集まり、屋内で一緒に遊びながら楽しく交流するふれあいの場として、地域子育て支援拠点を、市内20か所に整備しており、令和6年度の1日当たりの平均利用人数は、子育て支援館は212人、子育てリラックス館が市内12か所の合計で371人、子育て支援センターが市内7か所の合計で190人となっております。

また、保護者からは、子供と安心して遊べる屋内施設を身近な場所に整備してほしいという御意見が、市長への手紙等を通じて寄せられております。

このほか、子育て支援館については、従来から、きぼーるの駐車料金が負担になるとの声も寄せられております。

次に、保護者からの要望に対する本市の取組についてですが、近年の夏季の危険な暑さ等により、公園など屋外で遊ぶことが困難な状況が生じていることから、乳幼児に限らず、子供たちが屋内で安全に遊ぶことができる環境に対するニーズは高まってくるものと考えております。

屋内で遊べる地域子育て支援拠点以外の事例としては、例えば、公立保育所が行う子育て支援活動の中で、地域にお住まいの乳幼児とその保護者に対し、保育室等を遊び場として開放しており、こうした取組も進めながら、安全な屋内の遊び場を確保する方策を検討してまいります。

また、子育て支援館来訪者のきぼーる駐車場駐車料金については、きぼーる内の他施設とのバランスを考慮すると、現段階では、減免等の措置を講じることは困難と考えております。

次に、保育士の確保についてお答えいたします。

まず、保育士確保のための対策についてですが、本市としましても、待機児童ゼロの継続や、こども誰でも通園制度を着実に進めるなど、子育て家庭への支援を図るために、保育士確保は非常に重要であると考えております。

そのため、保育士の給与上乗せ、いわゆる千葉市手当を月額最大4万円に増額するなどの処遇改善や家賃補助などの各種支援を実施するとともに、市内の保育所等で働くことをPRするチラシを保育士養成施設等に配布しているほか、保育現場を離れている保育士を対象に、復職にあたって不安解消や専門職としての技術力の回復を目的とした研修を実施し、保育現場への円滑な再就職を支援するなど、保育士を確保するための施策に取り組んでいるところでございます。

次に、保育士の負担軽減や働きやすい環境を整える取組についてですが、児童の登降園の管理や保育日誌の作成、保護者との連絡調整などの負担を軽減する保育業務支援システムや、外国人児童の保護者とのやりとりに活用する自動翻訳機の導入など、ICT化により保育士の業務負担軽減を図っている民間保育園等に対し、システムの導入等に必要な経費の一部を助成しております。

また、保育人材の定着や離職防止を図るため、昨年4月に開設した、ちばし幼児教育・保育人材支援センターにおいて、保育や人間関係における悩みなどの相談に応じております。

こうした取組を実施することで、保育士の負担を軽減するとともに、安心して働く環境を整えられるよう取り組んでまいります。

最後に、保育士不足により、定員まで受け入れられなかった施設数の推移についてですが、入所希望者がいるにも関わらず、定員まで受け入れられなかった民間の施設数は、各年の4月1日時点において令和3年は287施設のうち47施設、令和4年は287施設のうち39施設、令和5年は294施設のうち51施設、6年は304施設のうち47施設、7年は322施設のうち64施設となっており、施設数は年度ごとに増減がありますが、その原因の多くは保育士不足によるものと考えております。

今後も、一人でも多くの入所希望者が保育施設を利用できるよう、引き続き保育士確保にかかる施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○都市局長（鹿子木靖君） 初めに、市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理についてお答えします。

まず、残置物が原因で募集できていない住戸についてですが、単身入居者が亡くなった後、残置物処理の対応者が決まらないこと等により、残置物の整理ができず募集に至らない住戸は、先月末時点で21戸となっております。

次に、残置物処理の市の費用負担等についてですが、単身の入居者が死亡した後は、相続人を調査し、まずは相続人に残置物の処理をお願いしています。相続人がいない場合や相続を放棄した場合は、本市の負担で残置物を撤去することになりますが、費用は、昨年度までの3年間の平均で、1戸当たり約40万円となっております。

また、相続人の調査から、対応者が決まって残置物を処理できるようになるまでにかかった期間は、同じ3年間の平均で約7か月、最長で2年2か月となっております。

次に、新検見川公園のごみ問題についてお答えします。

まず、ごみ不法投棄の現状に対する認識についてですが、この公園では、弁当の空き容器や飲料の空き缶などが頻繁に投棄される状況が続いています。

公園内のごみの不法投棄は、景観の悪化、さらには、衛生や防犯の面においても悪影響を及ぼすものであり、公園を快適に利用する上で大きな支障となる行為であると考えております。

最後に、今後の不法投棄防止に向けた具体的な対応策についてですが、公園内には、ごみのポイ捨て禁止を呼びかける注意看板を6基設置しており、これらの表示内容や設置場所の見直しを検討しているとともに、周辺自治会による公園内への防犯カメラの設置について協議を進めているところです。

なお、千葉西警察署にパトロールの強化を依頼するとともに、弁当や飲料を販売する近隣の小売事業者に、空き容器や空き缶などの適切な処理を来店者の皆様に啓発いただくよう協力を要請しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 石川美香議員。

○1番（石川美香君） はい。御丁寧な答弁ありがとうございました。

2回目は質問と要望を述べたいと思います。まずは要望です。

1番目に、乳幼児が室内で遊べる場所についてです。

乳幼児が室内で遊べる場所の1日の利用人数は、子育て支援館では212人、子育てリラックス館や支援センターでは、約30人前後が利用していることが分かりました。

室内で遊べる場所に集う親子が多いことや、保護者から、安心して遊べる室内、屋内施設を身近な場所に整備してほしいという要望があるということから、屋内で遊べる施設の整備について需要が高いことは明らかです。

本市では、公立保育所で行う子育て支援活動の中で、保育室等を遊び場として開放しているとのことですが、市民にはあまり知られていないようですので周知することを要望いたします。

また、近年の危険な暑さにより、屋外で遊ぶことが困難な状況であることから、安全な室内の遊び場を確保する方策を検討してまいりますとの答弁をいただきました。

屋内の遊び場として新たな施設の建設は、費用がかかるため、駐車場がある既存施設を活用し、屋内で遊べる場所を整備することも一つの方法ではないでしょうか。

他市では、乳幼児が安心して遊べる室内遊びの整備に積極的な取組が行われています。

例えば、横浜市では、駅前大型商業施設と連携し、親子の居場所機能を備えた屋内遊び場を設置し、買い物ついでに気軽に利用できる環境を整備しています。

また、大阪国際大学と寝屋川市は、包括連携協定を結び、市の子育て支援施設、R E L A T T Oを会場として、わくわくランドという親子向けのイベントを共催しています。学生が親子と遊びながら保育教育の実践学習を行うことも目的としており、地域支援と大学教育の好循環が生まれています。

静岡市では、ビバしみずという駅前銀座商店街の空き店舗やアーケード下を活用した、雨の日でも乳幼児から高校生まで自由に遊べる空間を提供しています。トイレ・授乳室完備、楽しいイベントも随時開催していると聞いています。

また、橋本市の保健福祉センターでは、行政施設にプレイルームや中庭型の遊び場を設け、無料で利用できる場所もあります。

本市の市民の方からは、保健福祉センターや公民館に室内の遊び場ができれば、駐車場もあり利便性が良いという意見をいただいています。

子供たちが室内で遊べる場所の確保は、危険な暑さの中、安心して遊べる場所を確保するとともに、同世代の子供を持つ親御さんが情報交換や育児相談する場所となりますので、民間施設や既存の公共施設、また、これから建設予定の市民会館の一角に整備するなど、安心して遊べる場所の確保を要望いたします。

2番目に、新検見川公園のごみ問題についてです。

御答弁いただいたように、ごみの放置は、公園の景観や衛生環境を損なうだけではなく、軽微な違反行為を常態化させることで犯罪の温床となる可能性があります。

看板設置や警察による巡回など、これまで御対応していただいているが、警察が巡回している時間帯に実際に不法投棄行為が行われることはまれであり、実効性のある抑止にはつながっていないのが現状です。警察からは、ごみを捨てている映像などの明確な証拠がないと立件が困難だと言われたと自治会の方から聞いております。

自治会が公園緑地事務所に防犯カメラ設置を相談したところ、市で公園への防犯カメラ設置は難しく自治会による設置が妥当との回答があったとのことです。

現在、市で行っている防犯カメラ設置補助金の申請は6月末で終了しており、結果的に自治会が防犯カメラ代を全額負担し、設置せざるを得ない状況です。

自治会が公園にカメラを設置するには、費用負担はもちろん、他にも警察署との設置協議や周辺住民の了解を得る必要があり、市が管理している公園にも関わらず、自治会の負担が大きくなっています。今回、市で暫定的な対応をしておりますが、こちらの画面のとおり、いまだにごみが散乱している状態です。今後は、自治会負担で防犯カメラを設置する予定となっております。

東京都豊島区では、防犯カメラを地域の治安維持の要として積極的に導入しています。

設置されている防犯カメラは、夜間でも鮮明に写る高画質・暗視対応の機能を備えており、カメラ映像はクラウドに保存され、異常時には迅速に証拠映像を提供できる仕組みが整えられています。

防犯カメラ導入の背景には、公園を犯罪重点地区として位置付け、落書きや不法投棄といった迷惑行為を防止するためにカメラ設置を優先した経緯があります。

今後は、迷惑行為が多い公園には、市の負担で異常時には迅速に証拠映像を提供できるよう

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

な防犯カメラを設置することを要望いたします。

また、新検見川公園のごみ問題解決に向けては自治会の方々に任せるのではなく、本市がしっかりと関わり、さらなる巡回の強化や鬱蒼とした植栽の剪定をするなど死角を作らないようにして、市民が安心して公園で過ごせるように対応することを要望いたします。

次に、2回目の質問をいたします。

まずは、保育士確保についてです。

本市では、保育士の処遇改善として給与を月額4万円引き上げているほか、家賃補助の支給、業務負担軽減のためのICT導入や相談窓口の設置など、様々な取組を行っており、これらは現場で働く保育士にとって大変ありがたいものであります。

しかしながら、過去5年の保育士不足により定員まで受け入れられなかつた施設の割合は、令和6年までの4年間は15%前後でしたが、令和7年においては、20%となり増加傾向にあります。

保育士不足の背景には、保育施設数の増加に対して養成校の入学生徒数が減少し、定員割れとなる学校も少なくないことがあります。

現在、保育士の人才確保は全国的な課題であり、近隣自治体との引き抜き合戦となっているのが実情です。財政力の強い自治体が勝つ仕組みでは、持続可能な保育体制の確保は難しいと言わざるを得ません。さらに、私立保育園では、保育士確保のために人材派遣会社への高額な紹介料が必要となり、経営を圧迫しているという課題も指摘されています。

新潟市では、保育士の養成・教育・研修・研究に関する連携協定を民間事業者と結び、高校生を対象とした保育士体験の実施、保育士養成課程に在籍する学生に向けた各種情報提供、さらには保育士確保策に係る先進事例等の共有といった取組を進めていると聞いております。

千葉市においても、こうした先進事例を参考に、大学や高校との連携を通じた保育士の養成・確保の取組を積極的に進めることも重要であると考えます。

また、社会人向けのキャリア教育支援である、保育士資格所得支援制度は、人材確保だけではなく、働きながら保育士を目指す社会人の方々をサポートする上でも有効です。厚生労働省の助成制度を活用すれば、資格取得に必要な経費の最大99%をカバーでき、保育経営者にとって人材確保の大きな手立てとなります。

本市でも私立保育園で補助者として働いている方への制度周知を徹底し、資格取得を支援する仕組みをつくるべきと考えます。

そこで伺います。

本市として、国の助成金を積極的に活用し、新たな保育士資格取得者を増やすことで保育士確保を強化していく考えはあるのか。当局の見解をお聞かせください。

2番目は、市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理についてです。

御答弁により、現在、市営住宅において残置物処理のために入居できない件数は21件に上っています。処理には平均40万円の費用がかかり、過去3年間では最長で2年2か月を要した事例もあることが分かりました。さらに、残置物処理後は内装改修に数か月を要するため、実際に入居者募集に至るまでには大変長い期間を要しており、その結果、市民の方々が空室にも関わらず入居できない状況が続いております。

公営住宅における単身入居者死亡後の残置物の取り扱いにつきましては、これまで平成29年1月25日付の通知に基づき、相続人が明らかな場合には速やかに連絡を取り、残置物の移動や

処分を要請する方法がとられてきました。

しかしながら、相続人が不明、あるいは要請に応じない場合には、残置物処理の法的根拠が明確ではなく、最終的な判断が事業主体に委ねられていることから、依然として課題を抱える状況にありました。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月30日に国土交通省から新たな方針が示されたところであります。

今回の通知では、入居者が生前に意思を示しておくことにより、残置物処理を円滑に進めるための2つの方法が示されました。

1つ目は、入居者御本人が生前に、自分が亡くなった際の残置物は所有権を放棄し、事業主体に処理を任せますと任意に意思表示をしておく方法です。これにより、事業主体が処理する法的な根拠が明確になります。しかし、この意思表示を入居の条件とすることはできず、また処分にかかった費用を相続人に請求することも原則できません。

2つ目は、入居時に事業主体と入居者との間で、死亡後の残置物処理を事業主体が受任するという準委任契約を結んでおく方法です。この契約によって、事業主体が残置物を処理する根拠が得られます。ただし、この契約は無償で、処理費用も合理的な範囲にとどめる必要があります。

いずれの方法も、事業主体が残置物を適切に処理するための新しい枠組みですが、実際にどう運営していくかは自治体の判断に委ねられています。

これらはいずれも任意ではありますが、導入により残置物処理の停滞を防ぎ、空室の長期化を避ける効果が期待されております。

そこで伺います。

本市において、この新たな通知を踏まえ、速やかな残置物処理、清掃、そして募集再開につなげるために、どのような方針で取り組んでいくのか、お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 2回目の御質問にお答えいたします。

保育士の確保についてお答えいたします。

国の助成金を活用した保育士確保の強化についてですが、保育施設を運営する事業者へ国が直接支給する助成金は、本市が行う各種施策と併せ、保育士確保に有効な手段の一つであると認識しております。

これまで、中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金など、他局が実施する支援事業につきましても、必要に応じて運営事業者への周知を実施してきたところであり、当該助成金につきましても、保育現場や保育士資格を持たない保育補助者の意向も踏まえた上で、活用を検討していただけよう、定期的に開催される民間保育施設向けの連絡会等で周知を図ることも含め、今後も保育士確保を推進してまいります。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理についてお答えします。

国の通知を踏まえた本市の方針についてですが、今回の国からの通知は、市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理の課題に対応するもので、提示された手法は、入居者との生前の同意などにより、残置物の処理期間の短縮が見込めるものの、相続人が相続放棄をしていない場合

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

でも、本市の負担で処分をする必要が生じる等の課題もあると認識しております。

今後、速やかな残置物処理に向け、国から提示された手法も含めて、他自治体の取組も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 石川美香議員。

○1番（石川美香君） 御答弁ありがとうございました。3回目は要望を述べさせていただきます。

まずは、保育士確保についてです。

保育士確保については、定期的に開催される民間保育施設向けの連絡協議会等で国の助成制度の周知を図り、保育士確保を推進してまいりますとの答弁をいただきました。

ぜひ、助成制度の周知を図っていただき、保育士資格者が増えることに期待いたします。

東京都では、採用を民間だけに任せのではなく、東京都福祉局が手がける、ふくしチャレンジ職場体験事業、ふくチャレにて保育人材育成に取り組んでいます。

ふくチャレとは、未経験者を含め、保育・障害・児童福祉分野で働いていない幅広い年代の方を対象として、職場体験を行い、その後のキャリア相談や職業後のフォローアップまで一貫してサポートしています。多職種も就職先の選択肢に入ってくる人を保育士にすくい上げていくには、選ばれる事業所になることが大事で、ふくチャレでは、園のPRや体験受入れプログラムの作成支援も行っています。就職後は有資格者へ育成するため、魅力ある保育という情報サイトにて資格取得支援制度や貸付制度、キャリアアップの情報も掲載し次のステップへ進みやすいよう情報提供しています。

本市においては、千葉市主催の介護・福祉の就職イベント、ちばふくフェアを行っていますが、ぜひ、保育士の就職イベントも千葉市主催で開催していただき、保育士の仕事の魅力を発信していただくことを要望いたします。

また、保育士の方々が保育や人間関係の悩みを相談できる幼児教育・保育人材センターは、千葉市ならではの取組と認識しております。しっかりと周知をしていただき、安心して仕事ができる環境づくりの取組を要望いたします。

2番目は、市営住宅の単身入居者死亡後の残置物処理についてです。

今後は、速やかな残置物処理に向け、国から提示された手法を含めて、他自治体の取組も参考にしながら検討してまいりますとの答弁をいただきました。近年は高齢化が進み、特に市営住宅では高齢の単身入居者が多くなるため、速やかな残置物処理に取り組むことが必要です。

公明党市議団として、大阪府枚方市で行われているエンディングサポート事業を視察しました。

身寄りのない高齢者等を対象に、生前から終活情報の登録や葬儀・家財処分まで包括的に支援する仕組みを整えています。このような仕組みは、死亡後の残置物処理を巡って行政や遺族が混乱するのを防ぎ、スムーズに住宅を活用できる体制であると考えます。

本市においても、市営住宅の残置物処理を死後の対応に任せのではなく、生前からの準備として支援体制を検討することを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 石川美香議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩といたします。

午後0時7分休憩

午後1時10分開議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番・吉川英二議員。

〔2番・吉川英二君 登壇、拍手〕

○2番（吉川英二君） 皆さんこんにちは。公明党千葉市議会議員団の吉川英二でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、エンディングサポート事業について伺います。

近年、少子高齢化が進む中で、身寄りのない高齢者、いわゆるおひとりさまの増加が社会課題となっております。

65歳以上の人一人暮らしは急増しており、1990年には、約162万人でしたが、2020年には約672万人と、この30年で4倍に増加しております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には約896万人に達し、高齢者の男性5人に1人、女性4人に1人が、一人暮らしの状況になると試算されております。

高齢者の一人暮らしが増える要因として、長寿化による増加と、老親、年老いた親と、その子が同居しなくなった核家族化が挙げられます。

また、今後は、男女ともに未婚化の影響もさらに大きくなり、未婚者は、子供がいない可能性が高いため、老後を家族に頼ることが一層難しくなります。

終活に関する不安、例えば、入院・介護時の手続、葬儀や遺品整理、死後の事務手続など一人で抱える方が増え、社会的孤立が深刻な問題となっております。

そのような中、市民が安心して人生の最期を迎えるよう、本市においては、現状、どのような内容の事業を進めているかを確認し、今後のエンディングサポート事業について伺ってまいります。

人生100年時代と言われる現代、一人一人が自分らしく最期を迎えるためには、早い段階からの情報提供と社会的孤立の防止、そして、行政の支援が欠かせないと考えます。

本市として、全ての市民が、最期まで安心して暮らせる体制整備に取り組んでいくべきであると考えます。

高齢期は、心身の機能が衰えていくにも関わらず、今までに直面したことのないような、重大な決定や手続を次々と迫られることが多くなります。

例えば、介護保険の利用や障害者手帳の申請、手術を受けるかどうかといった医療的な決定のほか、葬儀や納骨、相続をどうするか、といったことも含まれます。

近年はサービスの多様化によって情報量が増え、判断や手続にかかる負荷も大きくなっています。

これまでには、近くで生活する家族が、直面する課題の解決を担ってきましたが、遠方に住む子供が親元に通って、面倒を見ているというケースも多く散見されております。

しかし、頼れる家族が全くいない場合は、重大な決定や手続等に、スムーズに対応することができません。

誰にも相談することができないまま、生活の質が低下し、死後に無縁仏となるなど、個人の尊厳が保てなくなる事象も発生していると伺っております。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

老後の面倒を見てくれる家族がいない場合、サポートを有償で提供する身元保証事業があります。

介護保険制度との使い分けが必要ですが、契約内容により、家事代行など日常生活の支援から、入院や新しい住まいに移る時などの身元保証、葬儀や遺品処分などの死後事務まで、幅広いサービスを提供しております。しかし、身寄りのない高齢者は、その契約をすること自体が負担になっており、事業者側も、本当に家族の代わりをしようとすると、とてもない業務量になり、そのため、民間サービスでは採算が取れないことが多いのが現状のようです。

生前の不採算分を遺贈、遺言による寄付で穴埋めすることなどが考えられますが、まだ充分なビジネスモデルは確立していないようです。

そもそも、こうした人生の終盤をどう生きるか、亡くなった後どうするかといった話は、プライベートな問題も多く、葬儀や納骨は、その家の思想・宗教・しきたり等にも関わることから、本人に近い家族が行つきました。

公的な制度としてそこに関わってこなかったのは、ある意味で当然だったといえます。

しかし、家族という存在自体が縮小し、家族がいないという人も出てきた中で、今後は、プライベートな部分を誰が相談にのるのか、誰がケアをするのかが、ますます重要になってくると考えます。

たとえ健康で、ある程度の経済力もあり、何不自由なく生活していたおひとりさまが、いざ入院するとなつた時に、身元保証人を求められて立ち往生するという例もあると伺っております。

また、離婚や未婚で家族がいなかったり、子供が海外で暮らしているという高齢夫婦などは、ごく普通の生活をしていたとしても、突然、そうした困難に直面するおそれがあります。

誰もが、死別など、何かをきっかけに単身となり、こうした問題の当事者になり得るとの認識を持つことも必要だと思います。

では行政の役割として、どのような対策が求められ、どのような対応ができるのでしょうか。そもそも、これまで国が踏み込まず、議論してこなかった領域ではありますが、まずは、今まで家族が私的に担ってきた行為は何だったのかを洗い出し、課題を整理・共有することから始めるべきだと考えます。行政側の財源が限られる中で、何が最低限保証されるべきなのか、公的に担うべき範囲はどこまでかを検討し、明確にすることが、重要なことだと思います。

住民サービスの最前線に立つ自治体では、早くからこの問題に気づき、取組が始まっています。

先進事例として、神奈川県横須賀市が始めた、緊急連絡先や葬儀などの生前契約先、墓の所在地などを自治体に生前登録しておく、終活情報登録伝達事業も一つの方法であると思います。

静岡市では、民間の終活支援事業者の認証制度を導入予定で、住民自身が終活に踏み出しやすい環境を整えようとしております。

本市におけるエンディングサポート事業については、1つ、民間事業者との協働によるエンディングサポートの取組、2つ、総合相談支援の強化、3つ、終活に関する講演会の開催、4つ、終活に関する検討会の実施、5つ、高齢者等終身サポート事業のチェックリストについて、以上5点について取り組んでいると承知しておりますが、主に市民への終活を啓発する内容であり、個々の具体的な支援までは踏み込めていないと思います。

そこで伺います。

1つに、本市のエンディングサポート事業の具体的な取組内容について。

2つに、終活について、市民からの相談件数が多い主な内容について。

3つに、本市として、今後のエンディングサポート事業のビジョン及び検討している具体的な対策について。

以上、3点お示しください。

2番目に、ごみステーションについて伺います。

家庭ごみの適切な排出・収集体制は、市民の日常生活を支える重要な基盤のひとつであります。地域のごみステーションは、主に自治会を中心とし、清潔で安全に運用されることが望まれますが、昨今、様々な課題が顕在化しております。

そこで今回は、ごみステーションの現状と課題を整理した上で、本市の取組と今後の方向性について伺ってまいります。

市民から寄せられる相談の中には、ごみ出しルールのトラブルや管理者不在・老朽化・設置場所の未整備、高齢化や住宅環境の変化や自治会の有無に起因し、遠くて持て行けない、誰が管理するのか分からず、カラス被害や不法投棄があるので、ごみストッカー購入の助成をしてほしいなど、様々な相談があります。

地域のごみステーションは、まさに地域の鏡であり、そこに住む人々の生活環境を映すものであると考えます。

高齢化や多様化が進む中で、従来の地域任せの運用から一歩踏み込み、より一層の行政支援と関与が求められていると強く感じております。

また、現在、プラスチックごみの分別収集の実証実験が終了し、本格実施に向けて準備している今、市民が安全で快適に生活できる環境整備の一環として、ごみステーションのあり方について検討し、支援すべきであると考えます。

そこで伺います。

1つに、ごみステーションに関する市民からの苦情・相談件数の推移、主な内容とここ数年の状況について。

2つに、ごみステーションの衛生面向上や美観保持のための本市の支援について。

3つに、プラスチックごみの分別収集開始に合わせ、折り畳み式ごみストッカー購入の助成を実施すべきと考えるが、本市の考え方について。

以上、3点お示しください。

3番目に、小1の壁について伺います。

小1の壁は、子育て世代が直面する大きな社会課題であります。

保育園時代には、フルタイム勤務を支える保育体制が整っていたにも関わらず、小学校入学と同時に、放課後の預け先が足りない、学校行事への参加が求められる、学童保育の時間が短いなどの理由で、保護者、特に母親が就労継続を諦めるケースが多く報告されています。共働き世代の増加や女性活躍の推進に逆行する深刻な社会課題です。

フルタイム勤務から働き方の見直しを余儀なくされ、キャリアアップ断念や、状況によって仕事を続けられなくなる場合もあると伺っております。

正社員からパートに変更したり、フルリモートの企業に転職したりと、これまで積み上げてきたキャリアを手放す決断をする人もおります。

企業側にとっても人的リソース、資源の枯渇に陥るリスクがあり、マイナス面が大きく、ま

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

た、子供にとっては生活習慣が激変し、環境の変化によるストレスを抱えやすい時期でもあります。

孤独感を抱いたり、コミュニケーション力が低下したりすることも懸念され、成長に影響を与える要因になりかねません。仕事と子育てを両立する世帯が増える時代にあって、目に見える形で壁となって現れた象徴的な現象であり、少子化だけではなく、女性の社会進出にも関わる深刻な問題であり、まさに今、具体的な対応をすべき時だと思います。

さて、これまで小1の壁といえば、主に放課後の子供の居場所問題が注目されてきましたが、朝の居場所については、見過ごされてきた感があります。未就学児は、午前7時頃から保育所などに預けられますが、本市の小学校は、始業時間がおおむね午前8時のため、登校可能時間が午前7時30分だとして、約30分程度の差が生じます。学童保育がカバーしていない朝の時間帯は、数十分の差が、働く親にとって出勤時間に関わる問題となります。

実際、小学生になったばかりの幼い子供を自宅に残して出勤している状況や、親子一緒に家を出ても早く学校に着いてしまい、学校が開くまで校門の前で児童が待機する状況が発生していると伺っております。

小1の壁は、単なる個人の問題ではなく、働き方・子育て・教育が交錯する社会全体の構造的課題です。

安心して子供を小学校に送り出し、家庭も仕事も両立できるまち、それこそが、持続可能な本市の姿ではないでしょうか。本市が、子育て世帯にとって選ばれるまちであり続けるために、他市の事例等を参考にし、本課題に対して取り組むべきと考えます。

そこで伺います。

1つに、小学生の朝の居場所に関する本市の現状について。

2つに、小1の壁解消に向けた本市の考え方について。

以上、2点お示しください。

以上で、1回目の質問を終了いたします。御答弁をよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） エンディングサポート事業についてお答えします。

まず、本市の具体的な取組内容についてですが、高齢者やその御家族からの様々な終活に関する相談は、あんしんケアセンターで対応しており、より専門的な相談があった場合は、連携協定を締結している民間事業者の協力も得ながら対応しております。このほか、エンディングノートの無料配布や葬儀、資産運用、相続、成年後見などに関する講演会を実施しております。

また、人生の最終段階に向けて、どのような医療や介護を受けたいかなど、本人の希望を家族などと話し合う、人生会議について、市民向けのリーフレットを作成、配布しているほか、市民公開講座などを開催しております。

次に市民からの相談内容についてですが、エンディングノートの書き方や葬儀、相続、生前整理、延命治療に関するもののほか、最近では、身寄りのない方から入院や入所の際の身分保障や死後事務に関する問い合わせなど、様々な相談があんしんケアセンターに寄せられております。

最後に、今後のビジョンと具体的な対策についてですが、人生の最終段階の医療・介護や死後の葬儀・財産処分などの心配事について、少しでも将来の不安を解消し、今をよりよく生きることを目的に、高齢者を対象に事業を実施してまいりました。今後は、高齢者だけでなく、

現役世代を含めて多くの方が、元気なうちから終活を自分事として捉え、考えていくことができるよう、事業の充実を図っていく必要があると考えております。

具体的な対策については、他市の事例などを参考に効果的な手法を検討するほか、現在、国が身寄りのない高齢者に対する、入院・入所等の手続支援と死後事務の支援に係る新たな事業について検討している所であり、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） ごみステーションについてお答えします。

まず、苦情・相談件数の推移や主な内容などについてですが、各環境事業所のほか、千葉市家庭ごみ相談ダイヤルにおいて様々な相談に応じておますが、苦情や相談の件数は正確には把握しておりません。

主な内容としましては、ごみの分別違反や地域外からの排出などの不適正排出やカラス被害に関する苦情や相談が多く寄せられております。

次に、衛生面向上や美観保持のための支援についてですが、ごみステーションを管理する町内自治会やマンションの管理組合に対して、カラス対策を目的とした防鳥ネットや、ごみステーションの清掃用具としてほうき、ちりとりを無償貸与するとともに、ごみステーションの清掃で生じるごみを排出するための指定袋を配布しております。

最後に、折り畳み式ごみストッカー購入の助成についてですが、折り畳み式ごみストッカーは、防鳥ネットと比較して、高価であることや設置場所が限られることが課題である一方、カラスよけの効果は高くごみステーションの清潔保持に有用であると考えております。

比重が小さく風の影響を受けやすい家庭系プラスチックの分別収集開始に合わせて、防鳥ネットの追加配布や折り畳み式ストッカーの購入支援など、指定袋の飛散防止のほかカラス被害防止にも有効な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 小1の壁についてお答えします。

まず、小学生の朝の居場所に関する本市の現状についてですが、登校時間や開門時間につきましては、教職員の勤務時間に合わせ、児童を安全に見守ることができる時間に設定しております。そのため、登校時間前の預かりは実施しておらず、保護者の皆様には、児童が開門時間に合わせた登校となるよう御協力いただいているところです。

最後に、小1の壁解消に向けた本市の考えについてですが、昨年度、こども家庭庁が全国の市町村などに実施した調査におきまして、平日の朝の子供の居場所に向けた取組の実施に対する課題といたしまして、従事する人材の確保、居場所の確保・調整及び運営者を見つけることが難しいという回答が多かったことから、本市におきましても、これらの課題への対応も考慮して検討する必要があると認識しております。

今後、アンケート調査などにより、児童や保護者のより詳細な利用ニーズを把握するとともに、国の支援策などの動向も注視しながら、他自治体での実施事例を参考に研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 吉川英二議員。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

○2番（吉川英二君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

2番のごみステーションと、3番の小1の壁は所感と要望を、1番のエンディングサポート事業については、2回目の質問をさせていただきます。

まず、ごみステーションについてです。

市民からの苦情や相談件数・内容について。衛生面向上や美観保持の支援について。プラスチックごみの分別収集開始に合わせた折り畳み式ごみストッカー購入の助成について。以上、3点御答弁をいただきました。

市民からの苦情や相談件数・内容については、様々な相談が寄せられており、正確な件数は把握しておらず、主な内容は、分別違反、地域外からの排出、カラス被害とのことでした。

カラス被害のような共通課題のほか、区別、住宅地と郊外、臨海部と内陸部等、場所によって相談内容の傾向があると思いますので、市民の課題解決につながるよう、場所によって、何を重点的に取り組むべきか、データを活用していただくよう、要望いたします。

衛生面向上や美観保持の支援については、カラス対策用の防鳥ネットやごみステーションの清掃用具の無償貸与とごみステーションの清掃用指定袋の配布とのことでした。

防鳥ネットは、確かに利用当初は一定の効果がありますが、カラスは賢いので、慣れてくると、ごみをあさり散らかす被害があるという声もいただいております。

従いまして、ごみストッカーの利用が衛生面向上、美観保持に効果的であると思います。

プラスチックごみの分別収集開始に合わせた折り畳み式ごみストッカー購入の助成については、プラスチックごみの分別収集開始に合わせて、防鳥ネットの追加配布や折り畳み式ごみストッカーの購入支援等、飛散防止、カラス被害防止に有効な支援策を検討する旨、前向きな答弁をいただきました。

ごみストッカーの素材としては、鉄、アルミ、スチール、ステンレス、プラスチック、FRP、繊維強化プラスチック等があります。大きさにもありますが、10万円から20万円がほとんどで、小さいものでも5万円以上します。確かに、本市内、約27,000か所にごみストッカー設置の助成をするには、経費がかかりすぎます。また、住宅地等においては、常時、ごみストッカーを設置する場所がない場所も多く、防鳥ネットを被せる対応しかできないという声も伺っております。

そこで、経費と設置場所の問題を解決する方法として、折り畳み式ごみストッカーの利用が非常に有効であると考えます。折り畳み式ごみストッカーでも高いものはありますが、1万円台から2万円台のものが存在します。

また、私が、ごみストッカー購入の相談をいただいたある自治会では、知恵を絞り、100円ショップの材料を使い、手づくりで、立派な折り畳み式ごみストッカーを約5,000円で作成しました。全ての面には、網戸の網を張り、カラス対策も万全、軽量で女性でも簡単に設置、折り畳みできるごみストッカーを見せていただきました。

このように、ごみステーションで苦労している多くの市民のため、先程、答弁いただきましたが、あらためて、プラスチックごみの分別収集の実施に合わせた、折り畳み式ごみストッカーの購入助成の実施を要望いたします。

次に、小1の壁についてです。

小学生の朝の居場所に関する本市の現状と、小1の壁解消に向けた本市の考えについて御答弁をいただきました。

開門時間に合わせた登校を依頼しており、小1の壁解消にはまだ多くの課題があると認識しました。

先程の答弁にもありました、昨年、こども家庭庁が実施した調査研究報告書によると、有効回答1,017のうち、平日の朝の子供の居場所確保に向けた取組を実施していると答えた自治体はわずか1.4%、実施に向けて検討中もわずか1.7%で、計3.1%にとどまります。

課題は認識しているものの、本市を含め、ほとんどの自治体において小1の壁の対応が進んでいない実態が浮き彫りになっております。

また、対策を実施していないか、実施に向けて検討中の自治体の複数回答では、居場所運営に従事する人材の確保が難しいが70%と1位で、居場所の確保・調整が難しいが42.9%で2位、居場所づくりのための予算確保が難しいが33.6%で3位となっていました。

一方で同庁は、小学生の子供がいる共働きか、ひとり親の保護者3,708人にも調査を実施。学校がある日の朝に自宅以外で子供が過ごせる場所があれば利用したいか尋ねると、30.3%が利用したいと答え、小学1年生の保護者に限ると42%に上りました。

また、回答者の居住地を分析すると、東京23区や政令指定都市といった都市部における利用ニーズが高い傾向があり、利用してみたい場所では、学校や放課後児童クラブ、学童保育などと答えた人が多くなっていました。

先行事例として、東京都豊島区では4月から、小1の壁対策として、全22の区立小学校で、朝と放課後の見守りサービスを本格実施しております。東京23区では初めての取組となります。

おはようクラス、朝の預かりでは、学童クラブ在籍の小学1年生を対象に、登校時間前の午前7時45分から児童が学校の教室などで過ごすことができ、安全のため、学校の用務員が見守る中、児童は読書などをして過ごすことが可能となっております。このおはようクラスは、現場の声をきっかけに、公明党の区議会議員が提案し、実現したものです。

本市においても、小1の壁解消に向け、他自治体での実施事例研究に留まらず、一歩踏み込んだ、朝の子供の居場所づくりを検討していただくよう要望いたします。

次に、エンディングサポート事業についてです。

本市の具体的な取組内容について。市民相談件数が多い主な内容について。今後のビジョンと検討している内容について。以上、3点御答弁をいただきました。

本市の具体的な取組については、あんしんケアセンターや連携協定を締結している民間事業者と相談対応を実施し、エンディングノートの無料配布や終活に関する講演会、市民公開講座等、様々な手法で市民への周知を促していることを確認いたしました。

引き続き、多くの市民が終活を自分事として捉えることができるよう、周知に取り組んでいただくとともに、個々の悩みや課題解決に向けた相談体制の強化を要望いたします。

市民相談件数が多い主な内容について、様々な相談が寄せられているとのことでしたが、今後は、その様々な相談内容と解決に向けた経緯を整理・共有の上、多くの市民の悩みや課題解決につながるよう、データを活用していただくよう、要望いたします。

今後のビジョンと検討している内容について、高齢者だけでなく、現役世代を含め、多くの方が元気なうちから終活を自分事として捉えることが必要であり、具体的な対策については、他市の事例などを参考に効果的な手法を検討するほか、現在、国が身寄りのない高齢者に対する入院・入所等の手続支援と死後事務の支援に係る新たな事業について検討しているところであります、その動向を注視していく旨の答弁がありました。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

そこで、他市の事例として、先月8月、会派で視察訪問した大阪府枚方市の取組について紹介させていただきます。

枚方市のエンディングサポート事業名は、ご縁の縁とエンディングのエンをかけ、ひらかた縁ディングサポート事業といいます。

これは、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業です。この事業の特徴は、情報提供だけではなく、終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス、入退院時等支援サービス、預託金によるサービスをセットで実施している点です。

これは、厚生労働省の、持続可能な権利擁護支援モデル事業に参画し、令和6年度から本格実施している事業です。

事業概要ですが、枚方市は、枚方市社会福祉協議会、以後、枚方市社協と言います、に業務委託しており、枚方市社協は、事業の案内、利用希望者の審査、契約の締結、民間事業者への説明会、申込のあった事業者をリストアップし、利用希望者に紹介。契約に基づく定期確認、遺言作成、死後の葬儀・埋葬等を行い、枚方市に報告します。

民間事業者は、利用者の希望に沿ったサービスを実施し、枚方市社協に報告します。

利用者である市民は、情報収集や説明会等に参加し、枚方市や枚方市社協に相談の上、審査書類を提出し、審査が通った後、契約締結となります。

事業の周知については、枚方市地域包括支援センターの管理者や医療機関のメディカルソーシャルワーカーを対象に説明会を実施、また、民生委員にも事業チラシを配布等、枚方市社協に問い合わせが集まる体制をとる工夫をしております。

事業としては、まだスタートしたばかりであり、令和7年度7月28日時点で、相談者延べ人数は287件、審査通過者は、まだ7名で、様々な課題があるとのことですが、事業が成り立つ範囲で審査要件の緩和を実施する等、この事業を軌道にのせ、多くの方に利用していただくよう、取り組んでいるとのことでした。

身寄りのない高齢者にとって、入院・入所等の手続、死後事務の支援等は、重要な問題であります。

情報提供と相談対応の上、最終的には、自分で考え、判断し、対応していただく時代から、行政が一步踏み込んで支援しなければならない時代に入ったのではないかと思います。

国の動向を注視することも必要ですが、枚方市の事例のように、本市も一步踏み込んだ支援サービスの実施を検討すべきであると考えます。

そこで伺います。

1つに新たな権利擁護支援策構築に向けた、持続可能な権利擁護支援モデル事業について、本市の考えについて。

2つに、預託金を預かる等、一步踏み込んだ支援を本市のエンディングサポート事業で実施すべきと思いますが、本市の考えについて。

以上、2点お示しください。

以上で2回目の質問を終了いたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） エンディングサポート事業についての2回目の御質問にお答

えします。

まず、国の、持続可能な権利擁護支援モデル事業についての本市の考え方についてですが、高齢になっても自分らしく生活するためには、できる限り自分の生活について、自分で意思決定していくことが必要だと考えますが、認知機能の低下などにより、何らかの支援が必要になる高齢者が今後ますます増えていくものと見込まれます。

安心して歳を重ねられる社会をつくっていくためには、本人に寄り添い見守って意思決定を支援することや、生活費の管理などの日常生活支援等を、どのようにしていくのかということが全国的な課題であり、国として検討しているものと承知しております。

最後に、一步踏み込んだエンディングサポート事業についてですが、国のモデル事業の実施状況なども踏まえ、その動向を注視するとともに、本市のエンディングサポート事業の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　吉川英二議員。

○2番（吉川英二君）　御答弁ありがとうございました。3回目は所感と要望を述べさせていただきます。

エンディングサポート事業について、新たな権利擁護支援策構築に向けた、持続可能な権利擁護支援モデル事業についての本市の考え方について。預託金を預かる等、一步踏み込んだ支援を本市のエンディングサポート事業で実施することの本市の考え方について。以上、2点御答弁をいただきました。

今後、認知機能の低下した高齢者がますます増加する見込みの中、各人の意思決定を尊重するとともに、その意思決定をどのように支援すべきか、日常生活支援をどのように行うべきかという様々な課題がありますが、国のモデル事業の実施状況なども踏まえ、その動向を注視するとともに、本市のエンディングサポート事業の在り方について検討すると御答弁をいただきました。

是非とも、市民一人一人の終活と向き合い、寄り添っていただき、一步踏み込んだ本市のエンディングサポート事業の拡充を要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御清聴いただきありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　吉川英二議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。43番・三須和夫議員。

〔43番・三須和夫君　登壇、拍手〕

○43番（三須和夫君）　自由民主党千葉市議会議員団の三須和夫でございます。

今、新米の季節でございまして、おいしい新米がいっぱいと出回っておりますが、中々米農家も、ずっと続けるというのは中々難しいと、そういう話をよく聞きます。

米という字を分析すれば、八十八度の手がかかる、お米一粒粗末にならぬ、米は我等の親じやもの。米節なんてあるんですけどね。やっぱりこれからお米を大事にしていかないとね、ただ値段が高い安いだけじゃなく、米を作ってる米農家がやらなくなっちゃうと大変なことでございます。

そこで、これから通告に従いまして質問をしますが、初めに、誉田地区周辺の道路整備について伺います。

この案件は、今年で市議会議員を30年迎え、初当選の頃からライフワークとして取り組んで

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

まいりました。再三にわたる、必要性を訴えてまいりました。

近年、誉田駅周辺は、住宅開発やネクストコア千葉誉田の開業などにより、地域全体がにぎわいを見せており、これまで以上に注目される地区となっております。

しかしながら、地域の活動が盛んになることで、道路交通の混雑が大きな課題となっています。

交通の利便性は、住民の生活の質を高めるだけではなくて、地域のブランド力の向上にも直結いたしますので、誉田駅を活かした道路ネットワークの構築により、まちの魅力が高まる事が期待されます。誉田が活気づけば、市全体の成長にもつながるため、道路の改善に積極的に取り組む必要があります。

現在、大網街道や十文字踏切周辺で慢性的な混雑が発生しています。

特に、ネクストコア千葉誉田を中心に、物流が増える中、混雑による輸送の遅れは企業活動に支障を及ぼすため、早急な対応が求められます。

この状況を踏まえ、大網街道のバイパスとなる生実本納線の高田インターチェンジのフル化や、その先で唯一、未整備となっている赤井町地区、さらに塩田町誉田町線の誉田町地区の整備を進める事が不可欠です。これらの整備が実現すれば、大網街道をはじめとした周辺道路の交通が分散し、慢性的な混雑の緩和が見込まれます。

さらに、誉田の顔とも言える誉田駅南口は、駅前広場などの整備により、駅へのアクセスが便利になるだけではなく、新たにぎわいの創出が期待されます。この整備はこれからの中田にとっても欠かせません。

また、駅前道路は先月の大雨によりまして冠水してしまいました。地元ではこれまでも早期の浸水対策を望んでいることから、雨水管の整備状況について気になるところであります。

塩田町誉田町線は、地元の皆様から車道の狭い箇所について誉田駅前線のように暫定的な歩行空間の整備をしてほしいという声もたくさん上がっておりまます。

そこで、誉田地区周辺で進められている各事業の進捗について、さきの定例会で取り上げました。今回は、今後の予定について、3点伺います。

1点目が、生実本納線の整備について。

2点目は、誉田駅前線の駅前広場、駅前道路及び雨水管整備について。

3点目に、塩田町誉田町線、誉田町地区について、お聞かせください。

続きまして、最近のこの猛暑の関係だろうと思いますけども、公園の草刈りについて質問します。

市内には、令和6年度末時点で県立公園含め、1,180か所の都市公園が整備されており、その面積は980ヘクタールに及んでいます。

そのうち緑区には、地域の皆さんのが身近に使える公園が202か所、224ヘクタールが整備されており、その面積や配置に合わせて、遊具やベンチ、芝生広場のほか、高木から低木まで、多くの樹木が植栽され、潤いと安らぎのある市民生活を送る上で、重要な役割を担っていると認識しております。

実際に、公園は子供の遊び場や憩いの場、散歩やグラウンドゴルフなどの日常的な活動の場として日々活用されているほか、盆踊りやお祭りなどの地域のイベントの場として、多くの方々に活用され親しまれています。

しかし最近になって、地域の方々から、幾つかの公園について、雑草が繁茂していると声が

聞こえてくるようになりました。

実際に緑区内の現場を確認してみると、グラウンドゴルフや盆踊りが行われるような、比較的大きな公園では、草刈りがされていましたが、特に、最近増加しているように、開発行為による提供されたものなどの小さな公園の一部では、確かに雑草が伸びており、利用に支障が出来るような状況が見受けられました。

こうした公園では、地域住民のボランティアの方々が、月2回清掃活動を行っている場所もあるそうですが、活動されている方々の多くは高齢者であり、体力的にも対応に限界があると考えます。

一方、市では年3回の草刈りを5月、7月、9月を目途に実施していると聞いていますが、今の緑区内の公園を見ると、雑草の成長に追いついていないと考えます。

そこで2点お伺いしますが、1点目は、緑区内の都市公園の面積が5年前と比べてどれだけ増加しているか、また、公園の草刈りにかかる費用はどれだけ増加しているか。

2点目は、公園の草刈りについて、市ではどのように対応しているのか、お聞かせください。続きまして、誉田東小学校の狭隘なグラウンドということで質問します。

最後に、誉田東小学校の狭隘なグラウンドへの対応について、お伺いします。

同校では、児童数の増加に伴う教室不足により、校庭の一部にプレハブ校舎を建設せざるを得なかった結果、児童が日常的に利用できるグラウンドが大変狭くなっています。

体育の授業や休み時間に思い切り体を動かすことが難しい状況は、児童の健全な成長や教育環境の面からも深刻な課題であり、これまで繰り返し質問してきたところであります。

この問題について、本年第2回定例会においては、学校敷地内における施設再配置の検討と併せて、隣接地の借用について地権者と協議を進め、同意が得られた場合には速やかに整備内容の検討に着手するとの答弁をいただきました。

その後、既存グラウンドをより効果的に活用するため改善策として、隣接地を第二グラウンドとして整備する方向で協議や調整が進んでいると承知しており、改善に向けた歩みが着実に始まっていることは評価すべき進展であると受け止めます。

第二グラウンドの整備は、単に物理的な面積の拡張にとどまらず、子供たちの教育の質や健全な発育の促進、そして地域コミュニティの活性化にもつながるなど重要なプロジェクトであると認識しております。

第二グラウンドは、学校教育での使用は第一義的な目的となります。しかし、学校が使用しない時間帯や休日などにおいては、地域住民の健康増進や交流の場として活用することが期待されるところでございます。

近年、地域コミュニティの結びつきの希薄化が指摘される中で、学校施設の有効活用を通じて、世代を超えた交流の促進や地域の絆の深化を図ることは、地域全体の活力向上に資するものと考えております。

実際に整備を進めるに当たって、保護者から地域からの声、丁寧に受け止めていくことは欠かせません。

我が会派から保護者への説明会の開催について、事業担当課に要望していたところ、進展があり、先の7月に説明会が開催されました。

その説明会では、授業や休み時間に安全に運動ができる環境を確保してほしい、子供たちが安心して活動できるよう配慮してほしい、遊具を減らさないでほしいといった様々な要望が寄

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

せられていると伺っています。

これらの意見は、保護者の切実な思いを反映したものであり、子供たちの安全、充実した学校生活を実現するための重要な視点となるものであります。

そこで3点伺いますが、1点目に整備概要について。

2点目に、現在の進捗状況及び今後のスケジュールについて伺います。

3点目に、整備に係る保護者意見との対応についてお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 誉田地区周辺の道路整備についてお答えします。

まず、生実本納線整備の今後の予定についてですが、高田インターチェンジのフル化につきましては、昨年度に着手した土留擁壁工事が完了したところであり、今月から（後に「来月から」と訂正）、さらに150メートルの擁壁工事を実施することとしております。

来年度は、本線のかさ上げ改修とランプ部の舗装や道路照明灯などの安全施設を整備する予定としております。

赤井町地区につきましては、今年度から、大網街道と立体交差するためのボックスカルバート及び擁壁の工事に着手し、来年度は、並行して、残る擁壁と本線部の舗装の工事を実施する予定としております。

引き続き、これらの工事を着実に進め、来年度の供用開始を目指してまいります。

なお、赤井町地区では、本線部の供用開始後、副道部の工事に着手する予定としております。

次に、誉田駅前線の駅前広場、駅前道路と雨水管整備の今後の予定についてですが、駅前広場は、千葉県公安委員会などの関係機関と、バス・タクシー乗降場の配置や交通規制に関する協議・調整などが整ったことから、地元の皆様に整備内容の説明会を行うとともに、実施設計を進めてまいります。

駅前道路は、雨水管の新設やガス管・水道管などの埋設物の移設の進捗を見極めながら、用地取得が完了した土気側の歩道整備から進めていくこととしております。

また、雨水管の整備につきましては、大網街道の工事が完了し、これに接続する駅前道路の工事の発注準備を進めているところです。

周辺浸水箇所の対策につきましては、現在、基本設計を行っており、早期に工事着手できるよう努めてまいります。

最後に、塩田町誉田町線、誉田町地区の今後の予定についてですが、市原市と、事業区間内にある市原市域の整備に関する覚書に基づき、具体的な費用負担などを定める細目協定について、今年度の締結に向けて協議を進めているところです。

また、高低差のある区間において橋梁を設置する必要があることから、橋梁部の設計を進めるとともに、引き続き、残る用地の早期取得に務め、連続的に用地を確保できた箇所につきましては、暫定的な歩行空間の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 公園の草刈りについてお答えします。

まず、緑区内の都市公園の面積と草刈りの費用についてですが、昨年度末時点で、緑区の都市公園の面積は約224ヘクタールであり、5年前と比べて、約6ヘクタール増加しております。

また、草刈りに要した費用は、昨年度は約1億1,700万円であり、5年前と比べて、約1,500万円増加しております。

最後に、本市の対応についてですが、公園の草刈りは、年3回を基本としておりますが、公園の利用状況や、お祭りやグラウンドゴルフの大会といった地域の行事の予定、草の繁茂状況等を踏まえ、必要に応じて、実施時期を調整したり追加で作業を行うなど、適切な管理に努めております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 誉田東小学校の狭隘なグラウンドの対応についてお答えします。

まず、整備概要についてですが、隣接地に2,500平方メートル程度の第二グラウンドを整備することで、グラウンドの有効面積は従来に比べて8割ほど広がる見通しであり、これまで限られたスペースで活動していた児童にとって、以前よりもゆとりのある教育環境が確保されるものと考えております。

また、砂ぼこりの飛散を防止し、年間を通じて良好な状態で使用できるよう、人工芝などの敷設を計画しております。人工芝は水はけがよく、雨天後でも速やかに使用可能となるため、児童の活動機会の確保にも寄与するものと考えております。

これにより、既存の土のグラウンドとの差別化を図り、用途に応じた使い分けが可能となります。

さらに、球技の活動において、ボールが敷地外へ飛び出し、近隣住宅や通行人などへ御迷惑をおかけしないよう、適切な高さの防球ネットを設置することとしております。

併せて、既存グラウンドのより効果的な活用を図るため、現在設置されている体育倉庫の撤去及び新設を行います。新しい体育倉庫につきましては、スペースを最大限に活用できる配置とすることで、既存グラウンドの有効面積の拡大をはかることが可能となります。

また、築山や滑り台につきましても、スペース確保の観点から撤去する方向で検討しており、児童がより広々とした運動環境を確保できるよう整備内容の具体化を進めてまいります。

次に、現在の進捗状況及び今後のスケジュールについてですが、これまで地権者と調整を進めていた賃借予定の隣接地につきましては、御理解が得られ、賃借に関する合意が得られました。

契約期間は、今後しばらく児童数の減少が見込まれないことを踏まえ、安定した教育環境を継続的に提供するため、令和18年度末までの11年間とし、双方の協議に基づき更新可能な条件としております。

また、本年7月には、事業の概要や整備計画につきまして御理解いただけるよう、保護者の皆様に説明会資料を配布するとともに、整備内容に関する御意見を集約し、事前に回答をお示した上で、説明会を2回開催いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、今年度中に第二グラウンド整備の実施設計を完了し、来年度から整備工事に着手する予定でございます。

工事完了後は、令和9年4月からの供用開始を目指しており、新年度とともに児童の皆さんに新しい教育環境を提供できるよう、着実に事業を進めてまいります。

最後に、保護者意見とその対応についてですが、説明会などでの主な意見といたしましては、既存グラウンドについても、より広く使えるようにしてほしい、遊具を減らすのであれば、事

暫定版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

前に児童へのアンケートを実施して、子供たちの意見を聞いた上で新しい遊具を設置してほしい、人工芝による健康被害が心配であると言った御意見をいただいております。

これらの御意見は、いずれも児童の学校生活をより充実させたいと言う保護者の皆様の切実な思いが込められたものであり、いただいた御意見につきましては、可能な限り配慮していきたいと考えております。

具体的には、既存グラウンドの有効面積を拡張するために、既存の倉庫などを再整備するほか、遊具につきましては、御提案いただいた児童アンケートを実施し、子供たちの声を直接聞いた上で、安全性と教育効果が高い遊具を選定いたします。

また、人工芝につきましては、健康面の安全性にも配慮し、素材の選定を慎重に行います。

今後も、整備の進捗に応じて保護者の皆様などへの丁寧な情報提供を行い、御理解と御協力をいただきながら、より良い教育環境の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　建設局長。

○建設局長（山口浩正君）　生実本納線整備の今後の予定についての答弁におきまして、来月からさらに150メートルの擁壁工事を実施すると申し上げるところ、今月から実施すると説明してしまいました。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（松坂吉則君）　三須和夫議員。

○43番（三須和夫議員）　答弁ありがとうございました。2回目は、意見と要望を申し上げます。

初めに、誉田地区周辺の道路整備についてであります。生実本納線は、千葉市と茂原市を結ぶ広域的な幹線道路で、本市の道路ネットワークにおいて重要な路線でございます。

この路線の整備は、市内の交通の円滑化だけではなく、周辺地域との連絡を深め、地域のにぎわいや住民の暮らしを質の高めるもので、非常に意義ある事業です。来年度には、本線部が全線で供用する見込みであり、早期の実現を大いに期待しております。

また、今回、要望に留めますが、生実本納線の板倉インターチェンジは、現在、高田と同じハーフの構造で、道路の出入口が限られ、道路利用に制約があります。高田の完成後には、板倉のフル化についても、整備の検討を進めていただくよう要望いたします。

その他にも、誉田駅南口の駅前広場をはじめ、道路の整備は着実に進み、地域がよりよくなる事は、非常に喜ばしいことであります。

話は変わりますが、誉田駅前の周辺は人通りが多いものの、最寄りの交番が駅から離れた誉田小学校前にあります。駅前に交番があれば、地域の安心が高まると期待しております。

こうした状況を踏まえ、私は、さきの定例会で誉田駅前の交番の設置についても取り上げました。

交番の設置は、千葉県警察の所管ではありますが、実現に向けて、市からも改めて働きかけていただこうとお願いいたします。3丁目、2丁目、駅の近隣の方々に強く言われているところであります。

これらの整備により、誉田の魅力がさらに発揮され、持続的な成長につながることを期待しております。引き続き、事業の早期完成に向けて、取り組んでいただけるようお願いいたします。

続いて、公園の草刈りでありますけども、酷暑によりまして、雑草の生育が早くなつたと感

じています。

また、春に温かくなる時期は早くなり、秋に涼しくなる時期が遅くなっているような感じがします。雑草が生育する期間も長くなっているのではないかと考えます。

答弁では、地域のイベントなどの利用状況や、雑草の繁茂の状況にあわせ、草刈りの時期や回数の調整を行うとの、適切に管理に努めるということが確認できました。

しかし、今後も今年のような酷暑が続くようであれば、近い将来、抜本的な対策が必要にならうかと考えます。

緑区内の公園が、いつまでも地元に愛され、活用され続けるように、草刈も回数増加や、防草シートの活用、さらには、面積の小さい公園についても、地域の状況に合わせて、管理しやすいよう植栽の割合を減らすなど、抜本的対策に取り組まれるよう要望いたします。

ただいま、誉田東小の狭隘なグラウンド問題の解決に向けた事業が、着実に進展していることを確認できました。

特に隣接地の賃借に関しては、地権者との合意が得られ、令和18年度末での11年間という長期間契約が実現したことは、児童数の推移と踏まえた長期的な視点に立つ判断として高く評価いたします。

また、保護者説明会を複数回開催し、事前の資料配布から意見集約まで、回答の提示まで、段階的に進められたことは、保護者の理解と協力を得るため丁重なプロセスとして評価します。

いずれにしても、第二グラウンドの整備により既存グラウンドの狭隘化が解消するよう、一つよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 三須和夫議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。5番・須藤博文議員

〔5番・須藤博文君 登壇、拍手〕

○5番（須藤博文君） 美浜区選出、自由民主党千葉市議会議員団、須藤博文でございます。

9回目的一般質問となりました。今回も、命を守るというテーマを中心に質問をしてまいります。

1つ目は、小さな命を守る産後ケア、2つ目には、職員の命を守る公用車の管理、そして3つ目には、DV・虐待・ストーカー等を受けた被害者に関する、まさに命に関わる情報の取扱いについてでございます。

これら命を守るというテーマに加えて、市民の皆様からお声をいただいた美浜区の諸問題についても質問させていただきたいと思います。

第1、産後ケア・里帰り出産についてでございます。

令和5年第3回定例会の一般質問でも取り上げさせていただいた産後ケアについて、再度、質問をさせていただきます。

令和7年10月からは、課税世帯の自己負担割合が20%から10%へ引き下げ、非課税世帯の自己負担割合も10%から5%となること。さらには、多胎の場合、利用上限回数が7回から10回へと引き上げられるなど、まさに千葉市が産後ケアの利用を積極的に推進していることがうかがえます。

そこで、4点お聞きします。

1つに、より一層、産後ケアの利用を拡大していくと思いますが、リソースは足りていますか。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

2つに、現在はいずれも通算7回までの補助がありますが、市民の声はどう聞いていますか。特に、宿泊型の数え方、1泊2日だと2回と数えられてしまう、これについてはどのような反響がありますか。

また3つに、上の子がいる場合の産後ケア。これが利用しづらいという質問を以前もさせていただきましたが、その後、改善はされたのでしょうか。

4つに、里帰り出産など自治体を超えての出産に関する補助や、里帰り時の産後ケアの利用についてはどのように考えていますか。

第2、公用車の管理状況や事故状況について、お聞きしてまいります。

まず、地方公共団体におけるNHK受信料未払い、特に公用車におけるカーナビの未払いというものが話題になっています。

そこでまず、NHK受信料未払いについて2点お聞きします。

1つに、千葉市にはテレビ、携帯電話、カーナビなど対象となる機器は何台ありますか。

2つに、千葉市の未払い金額。あれば、その金額とその内訳、どうなっているか教えてください。

また、公用車というのは公務を行う上で非常に重要な役割を果たしておりますが、他方、自動車事故等によって運転者たる職員や、場合によっては市民の命を脅かす存在となります。

そこで、先の2点に加え6点お聞きします。

3つに、近年の公用車の交通事故件数はどのようにになっていますか。

4つに、交通事故の原因、傾向はどのようなものですか。

5つに、交通事故・交通違反をした場合のフローチャートなどはありますか。事故以外でも、駐車違反、速度違反など交通違反した場合、千葉市に報告する必要はあるのでしょうか。

6つに、自動車保険の掛金や保険金の支払い状況はどのようにになっていますか。どのような保険内容なのかも合わせて教えてください。

7つに、任意保険で言うところの弁護士費用特約などはあるのでしょうか。追突された場合、こちらの過失割合がゼロの場合の示談交渉は誰が行いますか。また、事故防止の対策というのは、どのようにになっていますか。ドライブレコーダー、前だけにあるのか、後ろもついているのか、等々の設置状況。また、自動ブレーキや車線はみだし時のアラームなどは設置されているのかどうかも、併せて教えてください。

第3、DV・虐待等による支援措置対象者の情報管理についてです。

DV・虐待・ストーカー事案について、被害者保護の観点から、戸籍や住民票に関し、閲覧制限等の支援措置をかけております。

そこでお聞きします。

情報管理や、他の部署との情報共有や閲覧制限についてのシステムはどのようにになっていますか。

2つに、先日、DV・虐待・ストーカー等をされた支援措置対象者の方の情報が、閲覧制限をかけるべき相手方に漏洩したという事案がありました。先週金曜日によく記者発表していただけたようですが、今回の事故に対して千葉市はどのような対応を取り、もしくは取るつもりでありますか。

3つに、こうした個人情報漏洩に基づく損害賠償、慰謝料についての基準などはありますか。本件についてどのように考えていますか。

4つに、再発防止のために、どのようなシステム改変や、チェック体制変更を行う予定ですか。

また、第4、美浜区の諸問題についてです。

高洲第一ショッピングセンターは、令和7年8月31日をもって閉店し、改変することとなり、全店舗が閉店し、9月16日以降は完全閉店となっております。

令和8年12月に高洲第一ショッピングセンターにディスカウントストア、ダイレックスの新規オープンが決定したと聞いています。

そこで、2点お聞きします。

第1に、高洲第一ショッピングセンターにつき、千葉市としては、今後の工事・整備状況につき、どのように把握していますか。

2つに、高洲第一ショッピングセンターにおいて、地域住民の交流の場を設置するか否かについて、どのように聞いていますか。

旧ヴェルシオーネ若潮跡地についてです。

令和3年3月31日に、高洲地域にあったヴェルシオーネ若潮が閉業し、現在では更地となっています。

1つに、今後の土地利用について何か聞いておりますか。

2つに、現在、美浜区ではマンションの建設が行われておりますが、このディベロッパーとの間で、人口が増えることによる負担、学校増設等について協議はしておりますか。

続いて、草野水路脇の管理についてです。

こじま公園裏手の高洲と真砂の境目にある草野水路脇についてです。

市民の方から情報提供をいただき、今回、質問として取り上げさせていただきました。

2つお聞きします。

1つに、草野水路脇の防護柵が鋲ついており、美観も損なわれておりますが、対応はどのように考えておりますか。

2つに、草木が茂っており、交差点の視界が悪くなっているように見えます。これに対して、どのような対応を考えているか教えてください。

最後、旧検見川地区サービスセンター跡地です。

旧真砂コミュニティセンターが入っていた旧検見川地区サービスセンターについて、千葉県企業局が一般競争入札による譲受人の募集を、令和7年7月18日に募集開始しました。

そこで、3つお聞きします。

1つに、旧検見川地区サービスセンター跡地に関して、市の対応はどのようなものを行いましたか。

2つに、千葉県企業局による地域住民への説明はどのようになされたか把握していますか。

3つに、旧検見川地区サービスセンター跡地に関して、分譲条件についてどのようになっていますか。また、今後のスケジュールについて把握していればご教示ください。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。以後は、2回目質問席からお聞きします。

(拍手)

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 産後ケア・里帰り出産についてお答えします。

まず、産後ケア事業のリソースについてですが、産後ケアを行う事業者は、事業を開始した

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

平成29年度は21か所でしたが、訪問型を中心に年々増加しており、先月時点で44か所となっております。

このほか、新たに事業開始の検討をしている事業者があることを把握しており、今後の新たな利用者増への対応は可能であると考えております。

次に、利用回数についての市民の声と、宿泊型の考え方への反響についてですが、定期的に利用者アンケートを実施しておりますが、利用回数に関する意見は伺っておりません。

なお、平均利用回数は4回程度となっております。

次に、上の子がいる場合の産後ケアの利用についてですが、産後ケアを行う事業者は医療機関や助産所であり、通常は上の子を預かるための託児スペースがなく、また、預かるためには別に人員を確保する必要があることから、現状では上の子と一緒に利用することは困難と考えております。

引き続き、保育施設の一時預かり事業などをご案内してまいります。

最後に、里帰り出産に関する補助や、里帰り時の産後ケアの利用についてですが、出産前の妊婦健康診査については、市民が里帰り先など市外の医療機関で健診を受ける場合、千葉県内の医療機関との包括的な契約により助成対象としております。また、県外の場合は、医療機関との個別契約や償還払いにより、助成しております。

産後ケア事業については、今後、他都市の先行事例を調査、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 公用車の管理状況や交通事故対策についてお答えいたします。

まず、NHK受信料の支払い対象となる機器の台数についてですが、テレビが654台、携帯電話が11台、カーナビゲーションが72台、ポータブルカーナビゲーションが1台で合計738台となっております。

次に受信料の未払い金額についてですが、NHK放送受信契約が未契約だったものは、合計で18台となっており、未払い金額は、令和7年3月31日時点での算出になりますが、130万6,085円となります。いずれもカーナビゲーションに係るもので、本庁舎等の公用車が6台で30万4,905円、スクールバスが11台で107万7,980円、ポータブルが1台で1万3,200円となっております。失礼しました。先ほどの7年3月31日時点の算出の未払い金額総額でございますが、139万6,085円でございます。

次に、近年の公用車の事故件数についてですが、令和4年度は137件、5年度は156件、6年度は142件の事故が発生しています。

次に、事故の原因、傾向についてですが、昨年度発生いたしました事故142件のうち、121件が物損事故で、その多くは駐車場などの限られたスペースにおける運転時に発生しており、特に、バックでの駐車時に、運転者の注意不足により発生する傾向が顕著であります。また、事故車両の運転者は若年層が多い傾向となっております。

次に、事故、違反を起こした場合のフローチャートや報告についてですが、事故発生時における初動対応が分かるよう、対応に必要な確認項目を一覧化いたしましたチェック票を作成しているところでございます。このチェック票を庁内全課へ周知し、共有を図るとともに、管財課が所管いたします公用車につきましては、配車時に、このチェック票を運転者に携帯させているところです。

また、公用車で駐車違反や速度違反により、交通違反の告知書を交付された場合は、管財課へ報告するとともに、運転命令者である所属長が運転者を指導することとなっております。

次に、自動車保険についてですが、公用車に係る自動車保険として、本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済事業に加入しております。

補償内容は、人身事故及び対物事故については無制限。車両保障については車両の時価額相当まで補償され、示談交渉も含む契約となっており、令和6年度の掛金は1,670万円。また、この保険による保険金支払額は、1,978万円となっております。

次に、弁護士特約や示談交渉についてですが、全国市有物件災害共済会の自動車共済事業の弁護士費用に係る取り扱いは、加入する自治体の過失の有無によって異なり、過失がある場合は、保険金として費用が支払われますが、過失がない場合は、民間損害保険会社のような特約がなく、弁護士を利用した場合の費用は、加入する自治体の負担となります。このようなコスト面や、交渉の難易度を踏まえ、本市といたしましては、過失がない場合の事故に係る示談交渉は、所管課が対応することとなっております。

最後に、事故防止対策についてですが、本庁や出先機関で選任されております安全運転管理者を対象とした、事業所内の運転者に対する安全教育・指導に必要な知識などを習得するための法定講習の受講に加え、全国交通安全運動期間などを契機といたしました、交通法規の順守など、安全運転の励行について全職員へ啓発するほか、交通安全に係る動画教材による交通安全講習を実施するなど、継続的な教育と意識向上に努めています。

また、ドライブレコーダーにつきましては、平成24年度以降、新たに導入いたしました車両には、原則として設置しており、公用車1,005台のうち595台に設置済みでございますが、現状は、前方録画のみの車両が多い状況となっております。

なお、車両はみ出し時のアラームは装備しておりませんが、令和3年度以降導入いたしました車両には、原則、衝突軽減ブレーキ、前後コーナーセンサー、バックモニターなどの安全装備を装備しており、事故防止対策の強化に努めています。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） DV・虐待等による支援措置対象者の情報管理についてのうち、所管についてお答えします。

システムでの支援措置対象者の情報管理や他の部署との情報共有、閲覧制限についてですが、各区市民総合窓口課や市民センターで、DV等支援措置の申出を受け付けた場合には、住民記録システムに支援措置情報の登録を行い、そのデータを関係部門で利用される住民情報系システムと情報を連携しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 花見川区長。

○花見川区長（足立憲彦君） DV・虐待等による支援措置対象者の情報管理についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、漏洩した事案に取った対応と今後についてですが、この度の情報漏洩は、支援措置を受けている方に関する書類を本人の居住地へ発送すべきところ、相手方の居住地に誤発送し発生したものです。発覚後、支援措置を受けている方や関係者に謝罪するとともに、関係機関と支援措置を受けている方の安全確保に関する協議を行い、管轄の警察署へ支援を依頼するなど、

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

安全を確保するための対応を図っております。

引き続き、支援措置を受けている方の状況把握に努め、安全確保を第一に、可能な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、損害賠償等についてですが、個人情報の漏洩に係る損害賠償、慰謝料についての基準はなく、個別の事案に応じて被害者の方と協議し、法令に基づき賠償することとしており、本件につきましても、支援措置を受けている方と誠実に協議し、対応してまいります。

最後に、再発防止のためのシステム改修やチェック体制の変更についてですが、個人情報の誤送付を防止するためには、事務処理ミスを防止するとともに、仮に事務処理ミスが生じたとしても、誤送付につながることを防ぐ体制やシステムを整えることが重要と考えております。

再発防止に向けましては、このような観点から、今回の事例を踏まえた事務マニュアルを整備するほか、支援措置対象者など、特に配慮を要する方の個人情報を含む文書の発送に当たっては、管理監督職員が宛先を確認するなど複数の職員によるチェックが機能する体制を整えるとともに、システムにつきましては、住民情報系システム標準化のスケジュールを踏まえながら、配慮を要する方の個人情報を取り扱う際の注意喚起を行う現行の機能をより高める機能などについて、関係局と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 高洲第一ショッピングセンターについてお答えします。

まず、今後の工事・整備状況についてですが、株式会社千葉経済開発公社からは、今月から既存建物の解体工事に着手し、令和8年2月には改築工事を開始する予定であり、来年12月の新店舗オープンを目指していると聞いております。

また、改築後の建物は2階建てとなり、1階に食料品や生活必需品などを取り扱うダイレックスの新店舗、2階には、テナント2区画と千葉経済開発公社の事務室が入る計画となっております。

最後に、地域住民の交流の場の設置についてですが、これまで、高洲第一ショッピングセンターでは、街かどギャラリーを設置し、周辺の保育所、幼稚園、小中学校、高校の児童生徒や地域住民の方々の作品の展示や情報発信などを行ってまいりました。

千葉経済開発公社からは、改築後の新しい施設においても、引き続き、地域住民の方々の情報発信や交流に寄与できるスペースの設置を検討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 旧ヴェルシオーネ若潮跡地・高洲地区についてのうち、所管についてお答えします。

今後の土地利用についてですが、千葉市宅地開発指導要綱に基づく事前協議において、事業者から共同住宅13階建て263戸の計画であると聞いております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 旧ヴェルシオーネ若潮跡地・高洲地区についてのうち、所管についてお答えします。

ディベロッパーとの間で、人口が増えることによる学校増設等の負担に関する協議はしてい

るのかについてですが、開発事業者とは、宅地開発事業に関する事前協議を行っております。当会協議では、建設地、戸数及び工事期間等を確認し、建設地における通学区域をお伝えするとともに、児童生徒に配慮した入居時期の設定や建設中における通学路の安全対策の実施等を要請しています。

なお、当該地に建設が予定されている集合住宅につきましては、既存の学校で十分に受け入れることが可能なため、通学区域の変更は必要ないと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 草野水路脇・高洲・真砂地区の管理についてお答えします。

まず、草野水路の緑地帯に設置された防護柵についてですが、この防護柵は、歩行者が水路に近づかないように設置していたものですが、現在は水路脇に転落防止のフェンスがあることから、老朽化した防護柵の撤去について、検討しているところです。

最後に、草木による交差点付近の視認性の阻害についてですが、現地の状況を確認し、ドライバーが歩行者などを視認しにくい箇所につきましては、速やかに剪定や除草作業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君） 真砂地区の旧検見川地区サービスセンター跡地についてお答えいたします。

まず、本市の対応についてでございますが、これまでも、千葉県企業局が所有いたします土地の分譲を検討する際には、事前に情報を入手し、府内での情報共有を図った上で、市民生活やまちづくりの観点から必要な意見を伝えますとともに、地域住民の意向に配慮するよう要望しております。

本件につきましても、昨年令和6年5月に、県企業局から土地の分譲条件等の検討に係る意見照会があり、本市からは、日常生活の利便性を高める機能の導入や地域住民の意向への配慮など、これまでの考え方へ沿って回答いたしております。

次に、県企業局によります地域住民への説明の状況の把握についてでございますが、令和6年3月に、周辺地域の町内自治会長に対しまして、土地・建物を分譲する意向を説明いたし、意見を聴取するとともに、同年6月に、自治会に加入していない周辺マンションの住民の方へ、資料提供と併せてアンケート調査を実施、同年12月以降には、分譲条件案や今後のスケジュール等を町内自治会長などに説明したと聞いております。

最後に、分譲条件及び今後のスケジュールについてでございますが、主な分譲条件といたしまして、建物には、病院又は診療所を必置とするとともに、飲食店や小売店、介護施設などの日常生活の利便性を高める機能を含んだ施設を設置することなどが示されており、本市からの意見が反映されたものと理解いたしております。

今後のスケジュールにつきましては、来月31日に、一般競争入札の開札が行われる予定とのことでございます。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 須藤博文議員。

○5番（須藤博文君） 2回目は意見、要望のみをお伝えいたします。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

第1、産後ケア・里帰り出産についてでございます。

まさに、神谷市政において、一歩ずつ着実にこの産後ケア制度の充実が図られていると思います。しかし、私が2年前から要望を続けてきた2点については、進捗が認められず、改めて強く要望させていただきます。

まず1点目でございます。

里帰り出産における産後ケア利用についてです。

北九州市では、市民が里帰り出産を行う場合も、事前に登録しておけば、市外で利用した産後ケアも償還払いが認められるようなそんな制度が既に導入されております。

また、埼玉県三芳町では、町民が里帰りする場合だけでなく、三芳町に里帰り出産した時にも産後ケア事業が使えるようにしているなどの例がございます。

千葉市も今一步踏み込んで、里帰り出産をしたとしても、里帰り先で安心して産後ケアを受けられるような支援、お願いしたいです。さらに、リソースに余裕があるのであれば、千葉市に里帰りしてきた方々にも産後ケアを利用できるような制度設計もしていただきたいです。日本全国あまねく産後ケアが受けられるよう、千葉市が先陣を切っていただきたいです。

次に、2点目は上の子問題です。

産後ケアを受けたいと思っても、上の子がいる場合、訪問型はともかく、通所型や宿泊型などは、上の子と一緒に利用することは困難と考えております。先ほど答弁でも現状では上の子と一緒に利用することは困難と考えております。引き続き、保育施設の一時預かり事業などをご案内してまいりますとのことでした。

しかし、それでは駄目だと思います。御案内では不十分だと思います。産後ケアを申し込むというハードルを乗り越えてきた母親、お母さんに対して、もう一つ、この上の子の預かり先を探すっていう、このもう一つのハードル、課さないでいただきたいと思います。ぜひとも、託児所付きの産後ケアを展開する産院等には、インセンティブをつけたり、ファミリーサポート、一時預かり、シッターなど組み合わせて申し込みが同時に、産後ケアと同時にできるような、縦割りやめて、このワンストップの、まさに千葉市モデルみたいなものを作っていただけたらと思います。

続いて、公用車の件です。

まず、NHK受信料未払いについて、18台で139万6,085円。非常に高額だと思います。これについては、当該財産取得時に遡って契約をするため、おそらく、この消滅時効にかかるないということがあって、高額になっているのだと思います。今後は、テレビ機能付きでないカーナビゲーションを導入するなどして対応していただきたいと思いますし、また今後のことを考えて公用車等については受信料免除規定など、現実に即した制度改革を国に求めていただけたらと思います。

次に、公用車、事故、交通事故についてですが137件、156件、142件と生じているとの答弁でございました。物損事故142件中121件ということで、だいたい3日に1件は起こるペース。人身事故も2、3週間に1件は起こっている計算になります。事故発生時のフローチャート、報告書などの作成状況を確認させていただき、安心した部分もあります。

しかし、問題は、この公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済事業の内容についてでございます。この民間の損害保険と異なって、弁護士費用特約がない点でございます。所管課が対応すると言っても、やっぱり弁護士ではないため、その合意に至る慰謝料の基準であ

つたり、後遺症の認定、通院期間など差異が生じてくると思います。

これは非常に小さいんですが、例えば、追突事故に遭って、入院一か月のけがを負った場合、こちらの過失割合ゼロの場合、自賠責では1日4,300円ですから12万9,000円ぐらいしかもらえないわけです。弁護士がつけば、裁判所基準に近い基準で交渉を行えますから、今回のケースで言えば53万円の通院慰謝料がもらえることとなります。弁護士がつかなければ、自賠責基準よりも程度は上積みされた任意保険の基準が採用されるわけですが、決して裁判所基準のような高額で和解するってことはまずありません。

市職員であるがゆえに、公務中にケガを負ったとしても、弁護士費用特約が付いてないことによって不利益を受ける、負うっていうのは不公平であるような感じが受けます。ぜひ、弁護士費用特約の仕組みづくりをこの共済に提言する、もしくは、千葉市内部で公務中の事故について過失割合がない場合については、弁護士を頼めるような仕組みづくりをしていただければと思います。

第3、DV・虐待等による支援措置対象者の情報管理についてでございます。

まず、支援措置というのは、DV・虐待・ストーカー等によって、当該情報が洩れることを防ぐために、閲覧制限をかけたりするシステムであるにも関わらず、制限をかけるべき相手方に当該情報を漏洩させたということは非常に重大な事案だったと思います。しかも、漏洩の事実が判明した経緯も支援対象者の関係者から千葉市に連絡があり初めて分かったというのは、非常にお粗末と言わざるを得ません。

また、再発防止については、各職員の意識を高めていただくことはもちろん、システムでも誤送付がないよう各種機能を高めていただきたいです。事案が特定されないようこの場では細かな点についてはあえて触れませんが、再発防止についても注力していただければと思います。

また、何よりも本件の支援措置対象者に対し、丁寧な対応を今一度お願いしたいです。御答弁いただいたように精神的損害の慰謝料の基準はございません。しかし、DV・虐待・ストーカー、こういった事案において、その住所が知られる、しかも相手方に知られるというのは一歩間違えば、いや間違えなくても、被害者の命に関わる問題でございます。

私自身も、今回の支援措置対象者の方と直接お話をさせていただきました。その方が感じた恐怖や絶望っていうのは、筆舌に尽くしがたいと思います。だからこそ、今回の支援措置対象者の方には、千葉市の誠意ある対応、特に千葉市が命に関わる情報を漏らしてしまったことに対する慰謝料の支払いも含め誠実な対応をお願いしたいと思います。

続いて、美浜区の諸問題、高洲第一ショッピングセンターについてでございます。

高洲第一ショッピングセンターのリニューアルには、高洲在住一市民として大いに期待しております。1階部分のダイレックス、2階部分にもテナントが入り、住民の方々の情報発信や交流に寄与できるスペース設置もあるとの答弁いただきました。ぜひとも、近隣住民の皆様の声を吸い上げていただき、2階部分のテナントや、交流スペースの使用についても注目してまいりたいと思います。

千葉市としてもぜひ、地域交流のお手伝い積極的にしていただければと思います。

旧ヴェルシオーネ若潮跡地でございます。

共同住宅・店舗という用途で、13階建て263戸の住宅建設という旨の建築計画のお知らせが掲示されております。ヴェルシオーネ若潮にて宴会等が昔は開かれていたんだということを地域の方々から聞くにつけ、稲毛海岸駅前がマンション開発のみに傾倒していくのは、やや懸念

暫定版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

を示しております。ただ、当該地域に若い世代の方々が流入して、地域に活気が出ることも期待しているのも事実でございます。学校の受入れ等問題ないという御答弁いただきまして安心いたしました。今後とも、宅地開発による地域の影響等に引き続き配慮いただけすると幸いでございます。

また、草野水路脇の管理についてです。

防護柵の撤去については費用も掛かるとは思いますが、当該地域の自治会の方々がこの防護柵の奥に、お花を植てる部分、綺麗にお花を植てる部分もございますので、美観を保つためにも、可及的速やかに防護柵撤去していただけるとありがたいです。また、草木の剪定や除草作業についても、前向きに検討いただけるとの答弁、感謝申し上げます。

最後、旧検見川地区サービスセンター跡地についてでございます。

旧検見川サービスセンター跡地に関して、JR検見川浜駅からも非常に近く、立地が良いです。検見川浜駅で駅頭活動等をしていると、ここは何が建つのとよく聞かれておりました。

今回、地元の意向を受けて、住居ではなく、病院や診療所を必置、飲食店、小売店、さらには介護施設など住民の日常生活の利便性を高める施設となることをお聞きし、地元の皆さんも安心していると思います。10月の入札、整うことを祈っております。

今回は、命を守るというテーマで質問をさせていただきました。

産後うつというのは、誰もが思う可能性のある本当に怖い病気だと思います。出産に伴い、ホルモンバランスが崩れ、育児疲れ、睡眠不足が重なることで悪化していきます。ひとたび悪化すれば死にたいという希死念慮に駆られ、最悪、赤ちゃんに手をかけるという選択すらしてしまうことがあります。

産後ケアは、そんなお母さんを、そして小さな命を救う手段となると私は信じております。

公用車についても取り上げました。自動車は人の命を奪う凶器ともなりえます。だからこそ、事故を起こさないような安全装置の導入、お願いするとともに、もしもの時に備える自動車保険についても、その機能を民間レベルにまで引き上げていただきたいと思います。

最後に、DV・虐待・ストーカー行為を受けた被害者を、さらに追い込んでしまう今回のようないくつかの重大事故、再発しないよう徹底していただきたいと思います。

千葉市役所は、市民の命を守る砦となっていただきたいです。命を守る仕組みを本気で、ともに作っていただけるよう強く強く要望して、須藤博文の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　須藤博文議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

午後3時20分開議

○議長（松坂吉則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。3番・茂呂一弘議員。

〔3番・茂呂一弘君　登壇、拍手〕

○3番（茂呂一弘君）　皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の茂呂一弘です。

傍聴にお越しいただきました皆様、また、インターネット生中継を御覧の皆様、お忙しいところ、誠にありがとうございます。

それでは通告に従い一般質問を行います。

初めに、熱中症対策について質問します。

本年9月2日付の日本経済新聞に、今夏の国内気温、歴代最高との見出しの記事が掲載されました。内容は前日9月1日の気象庁による発表で、今年6月から8月の国内の平均気温が平年より2.36度高く、過去最高だった一昨年、昨年を上回ったとのことです。皆さんも実感しているとおり事実上本当に暑い夏だったと言えます。

熱中症対策については私自身、令和6年第3回定例会で一般質問を行っておりますが、今回は、クールスポット及びミストシャワーの活用の2点を取り上げ、まず、クールスポットについて質問をします。

御承知のとおり本市では、令和6年度より、千葉市版クーリングシェルターとして、クールスポットを設置しています。設置場所は公民館、コミュニティセンターなどの公共施設のほか、郵便局、ドラッグストア、スーパーなど民間事業者にも御協力いただいています。

本市全体のクールスポットの数ですが、令和6年度は、公共施設100か所、民間施設152か所の計252か所。令和7年度は8月末日時点では、公共施設105か所、民間施設159か所の計264か所に設置されています。昨年度比で増加しており、クールスポットの設置に御協力をいただいた事業者に改めて感謝いたしたく存じます。

本市のホームページには、クールスポットに関するページが設けられ、クールスポットの定義のほか、クールスポット指定施設の一覧が各区分に掲載されております。

私自身、地元花見川区内に設置されているクールスポットを複数箇所訪問し、設置施設の方にヒアリングいたしました。訪問先は公民館、郵便局、ドラッグストア、スーパーです。

スクリーンを御覧ください。

クールスポット指定施設には、本市ホームページに掲載のステッカーを貼っております。

次のスクリーンを御覧ください。

ステッカーの位置を現地で確認しますと大半は施設の入口に貼られておりましたが、中には入口ではなく室内の休憩スペースに貼っている施設、さらには本市のステッカーを使用せずに独自に御案内をしている施設もありました。

次のスクリーンを御覧ください。

犠橋公民館に設置されたクールスポットの様子です。犠橋公民館では、入口付近にクールスポット用のスペースを設け、椅子と扇風機を用意しております。なお、大半の施設では、既存のソファーなどを活用しており、例えばドラッグストアでは調剤コーナーの待合スペースをクールスポットとして活用しています。

クールスポットの利用状況ですが、涼むためだけの目的で施設を訪れる方はごく少数で、買い物などの用事のついでに涼んでいこうと利用される方が大半とのことでした。なお、施設側からは、想定よりも利用が少ないとのコメントが多数を占めておりました。

ヒアリングを実施して率直に感じたことですが、クールスポットの設置について、施設側は概して協力的と思われ、これはクールスポットの数が増加している点からもうかがえます。一方で、市民に対しては周知がなかなか行き届いていないとも感じました。

そこで伺います。

1点目、クールスポットに関する利用者及び設置施設からの声について。

2点目、昨年度より運営しているクールスポットに対する評価と課題について。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

3点目、クールスポットの課題に対する対応について、お聞かせください。

続きまして、ミストシャワーの活用について質問します。

本年8月21日付の千葉日報に、打ち水で環境を考えて、そごう千葉店前、近隣住民や園児ら参加、地表温度8度低下と題する記事が掲載されました。記事の内容は、8月20日午後4時頃から、そごう千葉店の従業員が園児10人を含む近隣住民とともに、そごう千葉店前で打ち水を行ったというのですが、本記事で着目したのは、打ち水前の地表温度が46.3度だったのに対し打ち水後は38.1度と、地表温度が8度以上低下したという点です。

打ち水の効果については、環境省のポータルサイトに掲載されているウェブマガジン、e c o j i n 2023年8月9日号に詳しく掲載されています。打ち水が暑さ対策に有効な理由として気化熱を上げ、地面に水を撒くと、水が蒸発する時に地面の熱を奪い、温度が下がって涼しく感じると記載しております。

一方で、空気中に撒いた霧状の水が蒸発する時の気化熱を活用した仕組みが、ミストシャワーです。令和6年第3回定例会の一般質問で紹介したパナソニック株式会社のホームページには、ミストシャワーの利点として、環境にやさしい冷却方法、エアコンやスポットクーラーと比べて温室効果ガスの排出を削減できる、使用環境や目的に応じて様々なタイプが選べる、さらには、見た目も涼やかで、視覚的な効果があることなどを挙げています。

本市では、平成24年度に市立の小中学校、支援学校、保育園にミストシャワーを配備した実績があります。教室へのエアコン設置に伴い大半がお役御免となっておりますが、他の自治体、例えば静岡県焼津市では、市内の小中学校においてミストシャワーが稼働中です。また、佐賀市上下水道局では、佐賀市内で水道を契約している公共施設、自治会、企業、店舗及び事業所などに、ホースタイプのミストシャワーの無料貸出を実施しています。貸し出しへは兵庫県三田市、栃木県、鳥取県などでも実施しています。

さらに少々遡りますが、東京都足立区の北千住駅西口美観商店街では、令和元年に、全長約400メートルのアーケードの両側にミストシャワーが設置されました。なお、設置費用の一部は東京都の商店街補助金と寄附金で賄われたとのことです。補助金に関しては、以前の一般質問で紹介した横浜市において、ミスト装置の設置に付随する給水装置工事への補助及びミスト装置運用に伴う水道料金の減免を行い、ミストシャワーの導入を後押ししています。

以上、事例を挙げましたが、各自治体において熱中症対策の一環として、ミストシャワーを活用する事例が拡大していると考えられます。

そこで伺います。

ミストシャワーの活用に関する本市の見解についてお聞かせください。

次に、公園の防犯対策について質問します。

本年3月、幕張海浜公園において2件の強盗傷害事件が発生しました。いずれも深夜に発生し、通りすがりの通行人が被害に遭った事件でした。本件に限らず公園を現場とする事件、犯罪は全国各地で度々発生しておりますが、本市における主要な公園が犯行現場となってしまったことに、私自身、非常に衝撃を受けるとともに、改めて公園の防犯対策の必要性を認識した次第です。

さて、今回のような刑事事件相当の事案に限らず、町丁内にある公園、以降、身近な公園と申します、では、ごみの不法投棄、これはいわゆるポイ捨てなども含みます、や、ベンチや遊具、トイレ、看板など公園の設置物への、いたずらによる落書きや破損などが発生し、市民か

ら苦情や相談を受けることが度々あります。さらには夜間の公園に人がたむろすることによる騒音に関する御相談を受け付けることもあります。

御承知のとおり不法投棄や器物損壊などは刑事罰の対象ではありますが、ではごみのポイ捨てについて警察に相談ができるかと言えば、それはなかなか困難でありまして、仮に警察に相談をしたとしても、余程の事件性や凶悪性がない限り警察が対処するケースはほとんどないと思われます。

従って、公園に関する苦情・相談については、本市及び町内自治会をはじめとする地域住民が対処しているのが現状です。本市においては、公園緑地事務所が対応窓口であると認識しておりますが、市民からは公園に関する苦情や相談をどこに連絡してよいか分からぬとの意見を聞くことが度々あります。

そこで伺います。

1点目、市民からの刑事事件相当の事案を除く、公園に関する苦情・相談の受付及び対処のフローについて。

2点目、令和6年度における本市の公園に関する苦情・相談などの受付件数及び主な内容と、そのうちごみの投棄やいたずらによる施設の破損に関する苦情、相談などの件数について。

3点目、本市がこれまで実施してきた公園の防犯対策について、それぞれお示しください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 初めに、クールスポットについてお答えします。

まず、利用者及び設置施設からの声についてですが、設置施設へのアンケートによると、利用者からは、暑さをしのぐための場所として良い評価をいただいた一方、場所が分かりづらいなどの意見が寄せられたとのことです。

また、設置施設からは、休憩できる身近な場所の必要性を認識したことや、利用者の新たな憩いの場になっているという意見のほか、熱中症対策やクールスポットのさらなる周知が必要であるなどの御意見がございました。

次に、クールスポットに対する評価と課題についてですが、本年8月末現在で264施設を開設しており、熱中症対策の一つとして、利用者や設置施設から一定の評価をいただいているものと認識しております。

一方で、多くの市民の皆様に、クールスポットの趣旨を理解していただくとともに、設置場所の周知や、施設職員の熱中症対策に関する知識の向上が重要と考えております。

次に課題に対する対応についてですが、市民の皆様への周知を図るため、市政だよりやＳＮＳなどの活用に加え、今年度は、クールスポットに掲示された専用ステッカーの写真を投稿していただく取組を実施しております。

また、今年度から新たに民間企業と連携し、設置施設の関係者が熱中症対策の知識を習得できるよう、熱中症対策アンバサダー講座を開催したところです。

今後もクールスポットの周知に努め、機能の向上に向けた効果的な取組を進めてまいります。

最後に、ミストシャワーの活用についてお答えします。

本市の見解についてですが、ミストシャワーは、涼感効果により体感温度を下げることができ、野外で人が集まる場所における有効な熱中症対策の一つであると認識しております。

一方で、導入や維持管理に係るコストが大きいこと、使用期間が夏期に限定されることから

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

常設は難しいと考えておりますが、野外イベントなどにおけるスポット的な利用として、先月に実施した木育イベントなどで活用したところです。

引き続き、効果的な熱中症対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 公園の防犯対策についてお答えします。

まず、公園に関する苦情・相談の受付についてですが、公園を管理している本市の公園緑地事務所や指定管理者などにおいて、電話やメール、ちばレポなどにより、公園に関する様々な御要望や御相談をいただいております。

いただいた要望や相談につきましては、事務所職員や指定管理者、公園緑地の年間管理業務の受託業者等が現場状況を確認したのち、緊急性や必要性を踏まえて、対応方針を検討し、順次、対処しております。

次に、昨年度の、本市の公園に関する苦情・相談等の件数と内容についてですが、昨年度は、本市と指定管理者で3,058件の御要望や御相談を受けており、主な内容としては、越境した樹木の剪定や、枯れ木の伐採など樹木に関する事、トイレの詰まりや照明灯の不具合、遊具の破損など施設の管理や故障に関する事、さらには、草刈りの実施や投棄されたごみへの対応など園地の管理に関する事などがあります。

なお、そのうちごみの投棄に関するものは163件、いたずら等意図的な施設の破損に関するものは33件となっております。

最後に、これまで実施してきた公園の防犯対策についてですが、公園の日常管理の中で、照明灯の周りの樹木の剪定による照度の確保や、外周部に密集する樹木の定期的な剪定による周囲からの公園の見通しの確保に努めております。

また、ごみのポイ捨て等の迷惑行為が繰り返し発生している場所においては、注意を促す看板を設置しております。

さらに、トイレ等の施設が繰り返し壊されたり、深夜に人が集まり大きな声で騒ぐことが常態化している場合などには、管轄の警察署に相談するとともに、パトロールの強化を依頼しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 茂呂一弘議員。

○3番（茂呂一弘君） 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これから公園の防犯対策について2回目の質問を行います。

なお、熱中症対策について2回目の質問は行いませんが、意見、要望は3回目に申し上げることといたします。

当局の答弁から、昨年度は年間で3,000件以上の苦情、相談を受け付けていること、防犯対策としては、公園の見通しの確保や看板設置による注意喚起に努めていること、さらに事案によっては警察にパトロール強化を要請していると認識しました。

公園に関する苦情・相談の受付については、市民に対して本市ホームページで分かりやすく周知することを要望します。例えば、環境局の、一般廃棄物の不法投棄のようなページを設けて、公園緑地事務所をはじめとする連絡窓口の一覧を掲載していただければと思います。

さて、話は変わりますが、犯罪の抑止効果が高い防犯対策として、防犯カメラの設置が効果

的であることは皆様御承知のことと存じます。本市においてもこれまで繁華街、JR駅の周辺、市立の小中学校及び支援学校に防犯カメラを設置しております。さらに、町内自治会が地元商店街や街路などに設置する防犯カメラについては、本市が設置費用などを補助することで、防犯カメラの設置を進めてきました。ちなみに公園、特に身近な公園へ防犯カメラを設置する場合、地元商店街や街路などに設置する場合と同様に、町内自治会が設置を申請することとなっております。

しかしながら、本市ホームページ内の防犯カメラ設置補助金のページを見ますと、防犯カメラ設置の要件として、行動などを撮影すること、画像面積の2分の1以上とあり、米印付きで、公園の場合、通り抜け可能で、不特定多数の人が24時間出入り自由に利用できるものに限ると定められています。この要件を満たしますと、公園への人の出入りは確認できるものの、公園内で発生する不法行為の現場を撮影することは相当困難であると思われます。さらに、公園の近隣住民との調整や、公園利用者へのプライバシー配慮など、クリアにするべき課題が多いことから、本市においてはこれまで、公園への防犯カメラ設置が進んでこなかったと認識しています。

他の自治体における公園への防犯カメラの設置状況を確認しますと、大半の自治体が本市と同様に町内自治会からの申請により設置を許可している一方で、公園への防犯カメラ設置を積極的に推進した自治体も存在します。

千葉県内では浦安市が、市内31か所の公園及び3つの緑道へ、合計55台の防犯カメラを設置しております。他には市川市が、公園内にカメラを設置しているのを確認できます。県外では、東京都荒川区、埼玉県八潮市、大阪府箕面市などでの事例が確認できます。さらに、政令指定都市の事例を見ますと、大阪市では自動販売機業者の協力により、防犯カメラ付き自販機を公園内に設置、令和5年3月時点で653か所の公園に735台の防犯カメラ付き自販機を設置しています。

ここで大阪府箕面市の事例を紹介します。箕面市では、平成26年度より箕面警察署と協定を締結し協力を得て、市内の公園203か所に311台のカメラを設置しました。さらに公園のほかに、全ての市立小中学校の通学路に829台を設置し、町内自治会設置のカメラと合わせて、市内合計で2,007台の防犯カメラが設置されました。その結果、平成26年から令和4年にかけて、子供への声かけ、不審者情報の件数が43件から23件に、街頭犯罪総数が585件から186件に減少したと、市のホームページにおいて公表しています。

ただいま紹介した箕面市の事例は、防犯カメラが犯罪抑止において効果的であることを実証していると言えます。本市においても犯罪抑止の観点から、公園への防犯カメラの設置を積極的に進めるべきと考えます。

そこで伺います。

1点目、公園への防犯カメラの設置実績について。

2点目、駅前、繁華街、学校などと同様に、本市自ら公園への防犯カメラ設置を進めるべきと考えますが、本市の見解についてお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わります。1回目に引き続き、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 公園の防犯対策につきまして、2回目の質問にお答えします。

まず、公園への防犯カメラの設置実績についてですが、稲毛海浜公園などの大規模公園にお

令和7年第3回定例会会議録第6号（9月25日）

いて、公園の管理者である本市や民間事業者が設置したものが、先月末時点で20台あるほか、身近な公園において、町内自治会などが設置したものが12台となっております。

最後に、市の公園への防犯カメラの設置についてですが、身近な公園においては、地域の防犯のため、町内自治会等から公園内へのカメラの設置申請があった場合に、録画情報等を適切に管理することや、電気料金を負担いただくこと等を条件に許可しております。

不特定多数の人が集まる大規模公園においては、犯罪の予防や利用者の皆様の安心の確保のため、公園施設を管理運営する民間事業者とも連携しながら、必要に応じて防犯カメラを設置してまいります。

引き続き、安全・安心な公園利用が図れるよう、民間事業者や町内自治会、警察などの協力を得ながら、適切な防犯対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 茂呂一弘議員。

○3番（茂呂一弘君） 1回目に引き続き、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。3回目は意見、要望を申し上げます。

初めに、熱中症対策のうちクールスポットについて申し上げます。

クールスポットは、熱中症対策として一定の評価が得られている一方で、周知のさらなる必要性について答弁されておりました。

ここでスクリーンを御覧ください。

本市ポータルサイト、熱中症を予防しましょうの中の、クールスポットの開設についてのページに、設置施設が区別に掲載されております。一覧性はあるものの、お目当ての場所が探しづらいかなと感じました。

例えば、エクセルのドロップダウンのように、町丁名や施設種類で検索ができるとか、またはマップ形式にしていただくなどすれば、もっと探しやすくなるのではと思います。また、受入人数が掲載されておりますが、例えば、ソファーがあるとかイートインスペースを活用しているとか、施設ごとの情報があるとさらによいとも思いました。

ヒアリングをした施設の中には、炎天下、外で立ち話をしている方に中へどうぞと招き入れた施設もございました。クールスポットが、もっと市民に利用されて、喜んでいただけるよう、さらなる改善に取り組んでいただくことを要望します。

次に、ミストシャワーの活用について申し上げます。

御答弁にもありましたとおり、常設については難しいとのことです、夏の間、またはイベント開催時などの一時的な活用については、市民、観光客など本市を来訪される方に対する、おもてなしの観点も含め、是非とも取組を要望いたします。

1回目の質問で、パナソニックのホームページに掲載の、見た目も涼やかで、視覚的な効果がある、とのミストシャワーの効果を引用しました。

スクリーンには、イオンモール幕張新都心の、エキマエコート入口に設置されたミストシャワーの写真を表示しています。先日、同所で開催された、九都県市合同防災訓練の際に撮影したものです。当日は、凄まじい猛暑でしたが、ひまわりからミストが噴出される様子は、一服の清涼感を感じました。

例えば、海浜幕張駅前などでは、冬はイルミネーションが点灯されますが、夏場はミストシャワーを設置して、冬はイルミ、夏はミストとしてPRすることも一案と考えます。

ミストシャワーには、取り外しの容易なホースタイプや、可搬性に優れるミストファンと呼ばれる扇風機型などもあります。例えば、親子三代夏まつり、STAY STREETなど、本市の大規模な屋外イベントでの活用や、町内自治会や企業団体などへの貸出も含め、他自治体の事例を参考にしながら、熱中症対策として有効に活用することを要望します。

最後に公園の防犯対策について申し上げます。

まず、公園に設置されている防犯カメラの台数は、現状においては極めて少ないと改めて実感いたしました。

一方で、稲毛海浜公園をはじめとする大規模公園に、本市自ら設置した防犯カメラがあることと、不特定多数の人が集まる大規模公園においては、必要に応じて防犯カメラを設置していく、との答弁をいただきました。ぜひとも、犯罪の予防や利用者の安心確保のために、早急かつ前向きに取り組んでいただくことを要望します。

なお、市民からの苦情、相談を受けている私自身の実感ですが、不法投棄やいたずらが全ての公園で満遍なく発生しているかと言うと、必ずしもそうではなく、何となくかもしれませんのが発生場所はある程度限定されているとも感じます。先ほどの我が会派の石川議員からの質問にもあったように、同じ場所で、同じような不法行為が繰り返し行われているケースも目立ちます。

また、身近な公園においては、町内自治会をはじめ地域の住民が、ごみ拾いなど清掃や防犯活動に日夜御尽力されています。一方で、町内自治会への加入世帯が減少している昨今、清掃や防犯活動に真面目に取り組んでいる市民の負担が増しています。

身近な公園への防犯カメラの設置は、町内自治会などからの申請に基づき許可するとの御答弁でしたが、市民からの苦情、相談が多く、不法行為が繰り返し発生している身近な公園については、真面目な市民の負担を少しでも軽減するためにも、本市自ら大規模公園と併せて、本市自ら設置する防犯カメラの設置の対象先に含めていただくことを要望いたします。

さらに答弁において、民間事業者や町内自治会、警察などの協力を得ながら、適切な防犯対策を進めていくとありました。不法行為が発生しやすい、また繰り返されている公園の特徴や要因を分析していただき、今後の防犯対策にぜひ役立てていただくとともに、場合によって、また必要に応じて、民間事業者によるパトロールの導入なども御検討ください。

公園の安全性が向上することが、安心に生活できるまちとしての、本市の評価の向上に結びつくとも考えます。これまで千葉市は、少子高齢化により日本全国の人口が減少する中においても社会増により人口を増加させてきました。これからも千葉市が、市民から選ばれる都市として発展するために、私自身も尽力することをお誓いして一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 茂呂一弘議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これをもって解散といたします。御苦労様でした。

午後3時51分散会

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 7 年第 3 回定例会会議録第 6 号（9 月 25 日）

地方自治法第123条第 2 項の規定により署名する。

千葉市議会議長 松坂吉則

千葉市議会議員 伊藤康平

千葉市議会議員 阿部智